

全国小・中学校弱視特別支援学級及び 弱視通級指導教室実態調査

(平成19年度)

平成20年3月

独立行政法人
国立特別支援教育総合研究所

はじめに

国立特別支援教育総合研究所（以下、研究所）では、調査研究として全国の小・中学校弱視特別支援学級及び弱視通級指導教室（以下、弱視学級等という）の実態調査を継続的に実施してきております。

本調査報告書は、平成19年度における教育支援研究部調査研究の一環として実施した「全国小・中学校弱視特別支援学級及び弱視通級指導教室実態調査」についてまとめたものです。

さて、平成19年度は特別支援教育元年といわれ、我が国の障害のある子どもの教育にとって歴史的な年でした。さらに平成20年は学習指導要領の改訂について審議を行っている中央教育審議会が、特別支援教育についても答申を取りまとめることとしており、障害のある子どもの教育内容の方向性が示される年になると思われます。

視覚に障害のある幼児・児童・生徒が学んでいる場として視覚障害特別支援学校や弱視特別支援学級、そして通級による指導などがありますが、それぞれの在籍者数は、他の障害種と比べても非常に少なくなってきました。その少なさ故に、一般的に「弱視」ということば自体が理解されにくく、弱視特別支援学級及び弱視通級指導教室についても十分に理解されているとはいえない傾向がありますが、近年、「弱視用拡大教科書」の発行や無償給与の施策が執り行われるようになり、弱視児童生徒の教育環境条件の整備がなされるようになってきました。

そこで、今回の調査では、従来から実施してきた設置校や在籍状況調査などの基本調査に加えて、拡大教科書等の使用状況や視覚補助具類の活用状況等、視覚補償による教育環境や、弱視特別支援学級等の担当教師による教育支援の状況等についても併せて調査を実施しました。

本調査報告書が、全国の特別支援学校や弱視特別支援学級・弱視通級指導教室間の教育情報等の共有資料として、また、通常学級に在籍する弱視児童生徒の学習指導資料として活用されることを願っております。

最後に、今回の調査におきましては、多岐にわたる調査内容にもかかわらず、ほぼ全ての弱視特別支援学級及び弱視通級指導教室から調査回答を得ることができました。当調査にご協力いただいた各都道府県教育委員会ならびに弱視特別支援学級・弱視通級指導教室設置校の諸先生方に深く感謝いたします。

平成20年 3 月

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所

教育支援研究部長

千 田 耕 基

目 次

はじめに

第1章 研究の概要 1

1. 研究の趣旨及び目的
2. 研究の方法
3. 研究の組織

第2章 弱視特別支援学級等設置校調査の結果及び考察 4

1. 弱視特別支援学級及び弱視通級指導教室の設置状況
2. 設置状況調査から見えてくるもの

第3章 弱視特別支援学級等在籍状況調査の結果と考察 8

1. 調査により回収された弱視特別支援学級及び弱視通級指導教室在籍児童生徒数
2. 学年の分布
3. 弱視特別支援学級等在籍児童生徒の性別
4. 視力の分布
5. 最小可読視標（最大視認力）の分布
6. 使用文字の状況
7. 視覚補助具の使用状況
8. 教科書の使用状況
9. 弱視特別支援学級における交流時間の割合
10. 弱視特別支援学級において交流を行っている教科・領域
11. 弱視通級指導教室における週あたりの指導回数
12. 弱視通級指導教室における週あたりの指導時数
13. 弱視通級指導教室における指導内容
14. 弱視通級指導教室における指導形態

第4章 指導担当者に関する調査の結果及び考察 20

1. 教職経験年数と視覚障害教育経験年数
2. 担当校務分掌
3. 通常学級及び特別支援学級（弱視以外）に対する支援の状況
4. 弱視特別支援学級担任の他校在籍児童生徒への支援の状況

第5章 総合考察32

1. 弱視特別支援学級及び弱視通級指導教室の設置状況について

2. 弱視特別支援学級における指導の充実に向けて

3. 特別支援教育の推進に向けた弱視学級等担当者の果たすべき役割

<引用・参考文献>37

【資料1】39

平成19年度全国小・中学校弱視特別支援学級及び弱視通級指導教室設置校一覧

【資料2】53

一次調査

平成19年度全国小・中学校弱視特別支援学級及び弱視通級指導教室の設置状況調査

・記入例

・調査票

二次調査

平成19年度全国小・中学校弱視特別支援学級及び弱視通級指導教室の在籍状況調査

<弱視特別支援学級用>

・調査票Ⅰの記入について

・調査票Ⅰ

・調査票Ⅱの記入について

・調査票Ⅱ

<弱視通級指導教室用>

・調査票Ⅰの記入について

・調査票Ⅰ

・調査票Ⅱの記入について

・調査票Ⅱ

第1章 研究の概要

1. 研究の趣旨及び目的

本研究所教育支援研究部では、基本調査として、全国の特別支援学級及び通級指導教室の設置状況とその障害種等に関わる様々な情報を収集してきている。

平成19年度においては、上述の調査研究の一つとして、「全国小・中学校弱視特別支援学級及び弱視通級指導教室実態調査」を実施することとなった。

本調査は、これまで当研究所において5年ごとに実施してきた調査であり、平成16年度に同様の調査を行っている。本来なら21年度に実施すべきものであるが、この19年度という年は、特殊教育から特別支援教育へと移行した年であり、この節目となる年に基本的な情報を収集しておくことは、後年の調査においても非常に重要な意味を持つものと考えた。

そこで、本調査の目的は、全国の小・中学校に設置されている弱視特別支援学級及び弱視通級指導教室の悉皆調査により、弱視教育の実態を明らかにすることにある。

また、前述の通り、視覚障害教育分野においては、これまで当研究所で継続的に実態調査を実施してきており、経年変化を比較検討することにより、今後の弱視教育の発展に資するものとする。

2. 研究の方法

本調査は、次に示す通り、二次に分けて実施した。なお各調査票等については、本報告書末に資料2として示した。

(1) 第一次調査

平成18年度に当研究所において実施した「全国小学校・中学校特殊学級及び通級指導教室設置校調査」（平成19年度より学校教育法等の一部を改正する法律の施行により弱視学級は弱視特別支援学級と名称を変更）より、弱視学級及び弱視通級指導教室設置校を取り出し、設置校名等の情報が入った調査用紙を作成した。それを各都道府県及び指定都市教育委員会特別支援教育担当主事あて郵送し、平成19年度に新たに開級した学校や閉級となった学校を追加修正するという方式をとった。調査の概要は以下の通りである。

① 調査対象

各都道府県及び指定都市教育委員会（64機関）

② 調査期間

平成19年8月1日～平成19年8月17日

③ 調査方法

郵送による質問紙法

④ 調査内容

- ・設置校名
- ・住所
- ・電話番号
- ・FAX番号

- ・開級年度

(2) 第二次調査

第一次調査で得られた全国小・中学校の弱視特別支援学級及び通級指導教室設置校に対し、調査票Ⅰ「全国小・中学校弱視特別支援学級及び弱視通級指導教室の実態状況調査」（弱視特別支援学級用と弱視通級指導教室用有り）及び調査票Ⅱ「弱視特別支援学級担当者に関する調査」「弱視通級指導教室担当者に関する調査」を郵送した。調査の概要は以下の通りである。

① 調査対象

弱視特別支援学級設置校 261校

弱視通級指導教室設置校 19校

※一次調査で得られた弱視特別支援学級設置校は262校、弱視通級指導教室設置校は18校であったが、弱視特別支援学級として設置している1校については、運用上は弱視通級指導教室であったので、調査対象としては弱視通級指導教室として扱った。

② 調査期間

平成19年10月10日～平成19年10月26日

③ 調査方法

郵送による質問紙法

④ 調査内容

＜弱視特別支援学級用＞

調査票Ⅰ

- ・在籍児童生徒の学年
- ・性別
- ・矯正視力
- ・最小可読視標
- ・使用文字
- ・視覚補助具の使用状況
- ・使用教科書
- ・学習状況（個別指導時数、交流時数、交流をおこなっている教科・領域）

調査票Ⅱ

- ・教職経験年数
- ・視覚障害教育経験年数
- ・担当校務分掌
- ・その他の校務
- ・通常学級及び特別支援学級（弱視以外）に対する指導・支援の状況（指導・支援の有無、指導・支援の形態と週あたりの時間数）
- ・他校在籍児童生徒への指導・支援の状況

(指導・支援の有無、指導・支援の形態と週あたりの時間数)

＜弱視通級指導教室用＞

調査票Ⅰ

- ・在籍児童生徒の学年
- ・性別
- ・矯正視力
- ・最小可読視標
- ・使用文字
- ・視覚補助具の使用状況
- ・使用教科書
- ・指導時数
- ・指導内容
- ・指導形態

調査票Ⅱ

- ・教職経験年数
- ・視覚障害教育経験年数
- ・担当校務分掌
- ・その他の校務
- ・通常学級及び特別支援学級（弱視以外）に対する指導・支援の状況
(指導・支援の有無、指導・支援の形態と週あたりの時間数)

3. 研究の組織

本調査研究は、以下の教育支援研究部視覚障害教育担当で組織した。

研究代表者

千田 耕基（教育支援研究部長）

研究分担者

田中 良広（教育支援研究部総括研究員 視覚障害教育担当）

澤田 真弓（教育支援研究部総括研究員 視覚障害教育担当）

第2章 弱視特別支援学級等設置校調査の結果及び考察

1. 弱視特別支援学級及び弱視通級指導教室の設置状況

第1章2「研究の方法」で述べた通り、各都道府県及び指定都市教育委員会64機関に調査用紙「平成19年度全国小・中学校弱視特別支援学級及び弱視通級指導教室の設置状況調査」を送付した。回収率は100%であった。この結果は、「平成19年度全国小・中学校弱視特別支援学級及び弱視通級指導教室設置校一覧」として本報告書末の資料1に示した。

平成19年度の弱視特別支援学級及び通級指導教室設置校数を表2-1に、表2-2には前年度からの学級及び教室の開設状況を挙げた。さらに、表2-3に示したのは、平成18年度と平成19年度の「弱視特別支援学級及び弱視通級指導教室の設置状況」を都道府県別に比較したものである。

これらを見ると、平成19年度に弱視特別支援学級を設置している学校は、小学校194校（194学級、休級1学級を含む）、

中学校68校（68学級）、合計262校（262学級）であった。18年度と比較すると、小学校で1校（1学級）減、中学校で8校（8学級）増となっている。

また、弱視通級指導教室を設置している学校は、小学校14校（14教室）、中学校4校（4教室、休教室1教室を含む）、合計18校（18教室）であった。18年度と比較すると、小学校で1校（1教室）減、中学校で1校（1教室）増となっている。

なお、校数の後に丸括弧で示した通り、各学校1学級、1教室の設置となっている。

次に、平成18年度から平成19年度にかけて、閉級となった学校数は小学校弱視特別支援学級で前年度195校中42校（22%）、中学校弱視特別支援学級で60校中15校（25%）であった。開級（新設）になった学校数は、小学校で19年度194校中41校（21%）、中学校で68校中23校（34%）であった。弱視通級指導教室については、小学校で15教室中1教室（7%）の閉教室、中学校では閉教室なしであり、19年度に開教室となった通級指導教室は中学校で4教室中1教室であった。

弱視特別支援学級については、例年、小学校、中学校ともに20%～35%の閉級・開級（新設）があり、弱視通級指導教室については大きな変動はない。

表2-1 平成19年度弱視特別支援学級及び通級指導教室設置校数

	設置校数（学級数）
小弱視特別支援学級	194
中弱視特別支援学級	68
小弱視通級指導教室	14
中弱視通級指導教室	4
合 計	280

（小弱・中通の休級各1校を含む）

表2-2 平成19年度学級及び教室開設状況（前年度比）

	開級	休級	閉級
小弱視特別支援学級	41	1	42
中弱視特別支援学級	23	0	15
小弱視通級指導教室	0	0	1
中弱視通級指導教室	1	1	0
合 計	66	2	58

表2-3 弱視特別支援学級及び弱視通級指導教室都道府県別設置状況（18・19年度の比較）

No.	都道府県	弱視特別支援学級						弱視通級指導教室					
		18小	19小	増減	18中	19中	増減	18小	19小	増減	18中	19中	増減
1	北海道	14	14	0	5	8	3	1	1	0	0	0	0
2	青森	2	1	-1	0	1	1	0	0	0	0	0	0
3	岩手	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4	宮城	17	18	1	3	1	-2	0	0	0	0	0	0
5	秋田	6	7	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0
6	山形	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7	福島	2	1	-1	1	1	0	0	0	0	0	0	0
8	茨城	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
9	栃木	1	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0
10	群馬	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
11	埼玉	5	5	0	1	0	-1	0	0	0	0	0	0
12	千葉	2	1	-1	1	1	0	0	0	0	0	0	0
13	東京	0	0	0	0	0	0	9	9	0	2	3	1
14	神奈川	21	21	0	8	10	2	1	1	0	0	0	0
15	新潟	4	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
16	富山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
17	石川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
18	福井	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
19	山梨	7	6	-1	0	1	1	0	0	0	0	0	0
20	長野	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
21	岐阜	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
22	静岡	7	6	-1	1	1	0	0	0	0	1	1	0
23	愛知	3	5	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0
24	三重	1	0	-1	0	1	1	1	0	-1	0	0	0
25	滋賀	10	10	0	3	3	0	0	0	0	0	0	0
26	京都	2	3	1	1	1	0	1	1	0	0	0	0
27	大阪	8	8	0	11	8	-3	0	0	0	0	0	0
28	兵庫	15	9	-6	3	4	1	0	0	0	0	0	0
29	奈良	23	22	-1	9	7	-2	0	0	0	0	0	0
30	和歌山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
31	鳥取	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0
32	島根	7	6	-1	2	3	1	0	0	0	0	0	0
33	岡山	1	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0
34	広島	4	4	0	1	2	1	1	1	0	0	0	0
35	山口	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
36	徳島	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
37	香川	6	8	2	2	0	-2	0	0	0	0	0	0
38	愛媛	2	3	1	2	4	2	0	0	0	0	0	0
39	高知	12	13	1	2	4	2	0	0	0	0	0	0
40	福岡	4	5	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
41	佐賀	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
42	長崎	1	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0
43	熊本	1	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
44	大分	1	0	-1	0	1	1	0	0	0	0	0	0
45	宮崎	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0
46	鹿児島	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
47	沖縄	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総 計		195	194	-1	60	68	8	15	14	-1	3	4	1

 弱視特別支援学級・弱視通級指導教室ともに設置無し

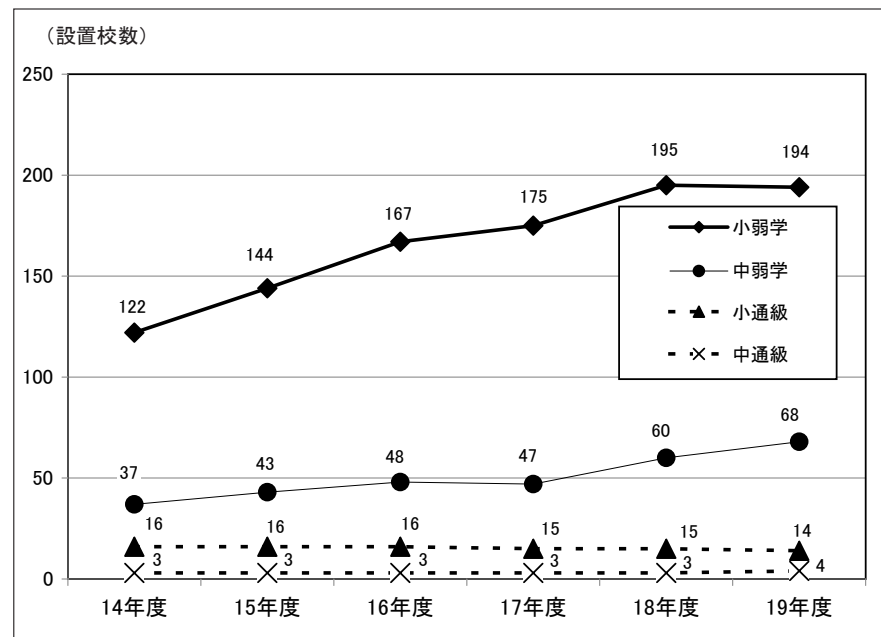
さらに、都道府県別に弱視特別支援学級及び通級指導教室を含めた設置校数を見ると、神奈川県32校（小弱学21、中弱学10、小通級1）、奈良県29校（小弱学22、中弱学7）、北海道22校（小弱学14、中弱学8）、宮城県19校（小弱学18、中弱学1）、高知県17校（小弱学13、中弱学4）となっており、他県と比べて多くなっている。

一方、弱視特別支援学級及び通級指導教室ともに設置していない県は、山形県、茨城県、富山県、石川県、福井県、和歌山県、佐賀県、鹿児島県、沖縄県の9県となっている。また、18年度には弱視特別支援学級、弱視通級指導教室ともに設置をしていなかったが、19年度には、岐阜県（小弱学1）、徳島県（小弱学2）の2県が新たに設置している。

2. 設置状況調査から見えてくるもの

図2-1に当研究所が毎年実施している弱視特別支援学級及び弱視通級指導教室設置校調査の推移を示した。

これを見ると、弱視通級指導教室においては、小学校、中学校ともに大きな経年変化はない。しかし、弱視特別支援学級においては、小学校、中学校ともに、年々、増加傾向にある。この傾向が今後も続くのかについて



明らかな予測はできない。図2-1 小・中学校弱視特別支援学級及び弱視通級指導教室設置校の推移ものの、現在、少子化が進んでいることや、さらに通常学級に在籍する弱視児童生徒が増加する可能性も含めて考えると、今後大きく変化することはないのではないか。むしろ弱視特別支援学級や弱視通級指導教室の役割や質的变化がみられるのではないだろうか。

また、小・中学校の弱視特別支援学級においては、毎年20%～35%の学級が閉級、開級となり入れ替わっている。今回の調査では、この一次調査を踏まえ、二次調査において、それぞれの学級や教室の担当者の視覚障害教育経験年数や弱視児以外の指導・支援の有無等についても調査している。これらの結果に絡めながら、視覚障害教育の専門性の担保の側面や役割等について、第4章以降で考察していきたい。

さて、第1章でも述べたように、平成19年度という年は、特殊教育から特別支援教育に移行した節目の年であり、平成19年4月より学校教育法等の一部を改正する法律が施行され、特別支援学校においては、そのセンター的機能を発揮して地域の障害のある幼児児童生徒を支援することが一層求められている。現在、各都道府県には、視覚障害教育に特化した特別支援学校（以下盲学校）が各県1校の割で（一部の地域は複数校）設置されている。今回の調査では取り上げなかったが、それらの学校と、その地域の弱視特別支援学級及び弱視通級指導教室がどのような連携をとっているのか、またその役割はどのようなになっているのか、さらには、弱視特別支援学級や弱

視通級指導教室を設置していない県における盲学校の役割や弱視児童生徒への支援システムについて、今後、調査していく必要があろう。

第3章 弱視特別支援学級等在籍状況調査の結果と考察

1. 調査により回収された弱視特別支援学級及び弱視通級指導教室在籍児童生徒数

今回の調査により回収された弱視特別支援学級及び弱視通級指導教室に在籍する児童生徒の総数は393人となっている。この中には教育相談という形態で指導等を受けている幼児等も含まれている。学級種別の内訳は表3-1に示すとおりである。表中の人数は、以下に示す調査結果において、全体及び学級種別の母数となるものである。なお、前回までの調査においては通級指導教室の形態の一つとして「盲学校通級指導教室」を分類していたが、県教委等への届け出の如何に関わらず、多くの特別支援学校（盲学校）が、いわゆるセンター的機能として早期からの教育相談等を行っており、弱視通級指導教室と同様の機能を発揮している実態があることから、今回の調査からは分類を行わないこととした。

表3-1 調査分析対象児童生徒数（学級種別）

学 級 種 別	調査分析対象児童生徒数
小学校弱視特別支援学級	203
中学校弱視特別支援学級	66
小学校弱視通級指導教室	112
中学校弱視通級指導教室	12
合 計	393

2. 学年の分布

図3-1は弱視特別支援学級等在籍児童生徒の学年の分布である。小学校では各学年ともに概ね13%前後の割合で平均して分布している。中学校では、3年生は5%と1,2年生よりも低い割合であるものの、全体的には平均に分布していることが分かる。また、「その他」（3%）とは、通級指導教室において教育相談等を受けている就学前の幼児等を示している。

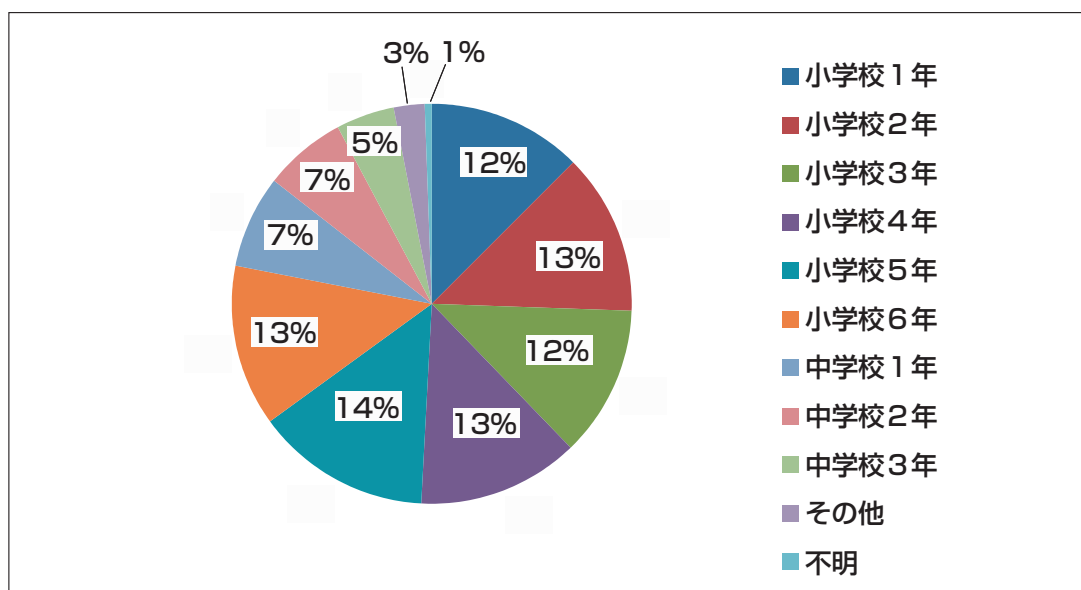


図3-1 学年の分布（全体）

3. 弱視特別支援学級等在籍児童生徒の性別

図3-2は性別の分布（全体）であるが、男子の割合を100に換算すると女子は80となり、ちょうど2割男子が多い結果となった。この結果は前回の調査（平成16年度）と同様の傾向を示している。なお、「不明」とあるのは調査票の記入漏れにより、性別が判断できないということを意味している。

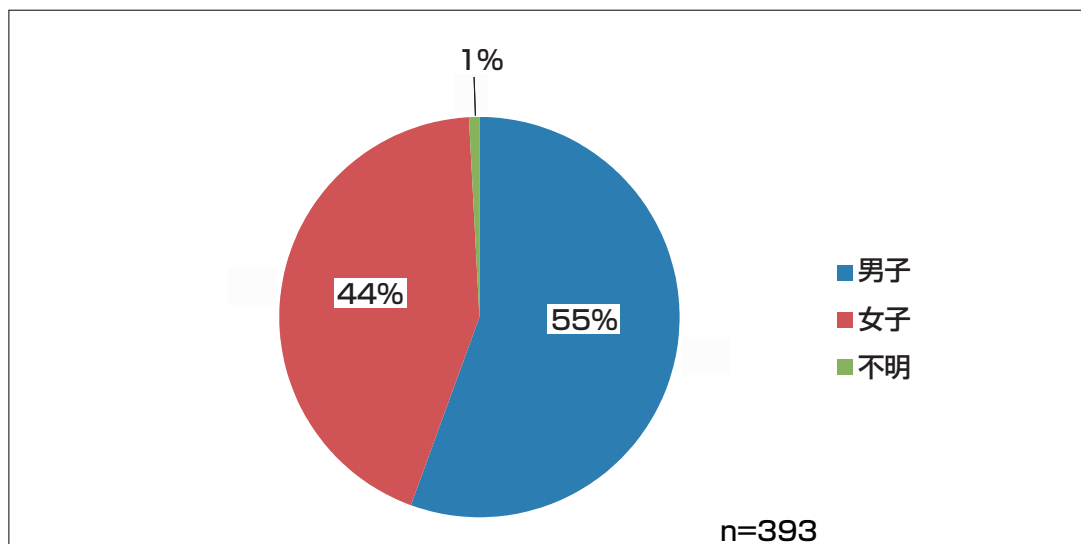


図3-2 弱視特別支援学級等在籍児童生徒の性別（全体）

4. 視力の分布

次に図3-3として視力の分布（校種別）を示す。グラフ中の「特学」は特別支援学級を、「通級」は通級指導教室をそれぞれ示している。また、視力値は全て矯正視力である。これを見ると、小学校弱視特別支援学級には15%以上の割合で視力0.02未満（指数弁以下を含めて）の児童が在籍していることが分かる。この数字は、後に示すように点字を使用文字として学習を行っている児童が15%以上在籍しているという実態を示している。また、全ての学級種別を通じて視力0.1以上0.3未満の割合が最も多いことが明らかとなった。視力0.3以上の割合を学級種別ごとにみても、特別支援学級では20%程度であるが、通級指導教室ではその2倍の40%以上となっている。

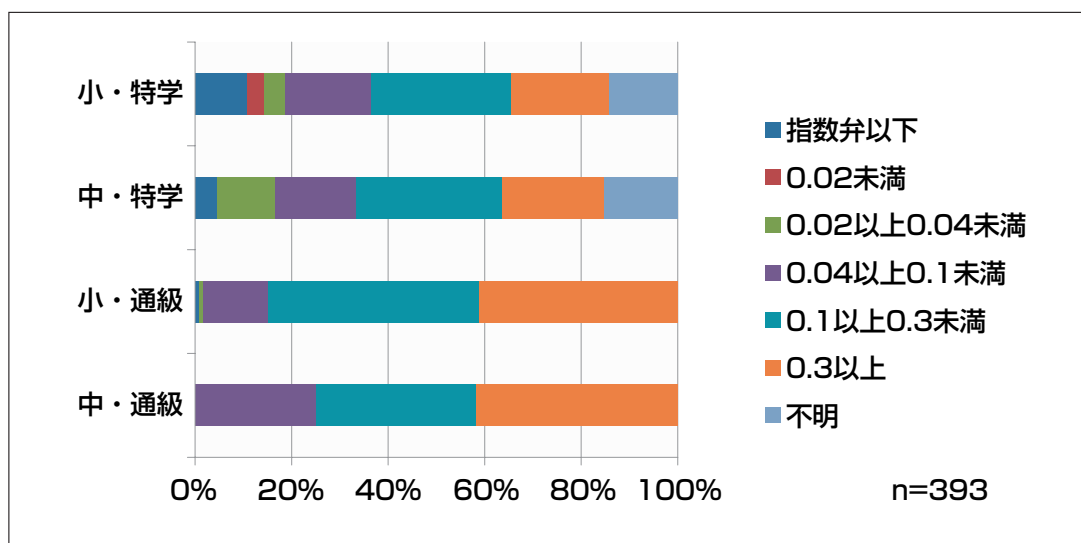


図3-3 視力の分布（学級種別）

5. 最小可読視標（最大視認力）の分布

最小可読視標（最大視認力）とは、最も小さな視物を認知する能力の指標のことで、今回の調査において初めて設定した調査項目である。一般的に近距離視力は30cmの距離から測定される。これは、晴眼者が新聞や書物を読む際に30cm程度の視距離であるためとされているからである。これに対して弱視の児童生徒が教科書等を読む場合は、視力の程度により差はあるものの、その多くは非常に至近距離で見ているのが実態である。したがって、弱視児童生徒の実際の見え方に即した適切な実態把握を行うという視点に立てば、遠距離視力や近距離視力に加えて最小可読視標を測定しておくことは極めて重要であると言える。最小可読視標の値に関しては、1.0以上あれば、小さな辞書等の文字を見る場合等を除けば、近用の視覚補助具はそれほど必要としないことが多く、逆に0.2以下であれば普通文字による学習が困難になる場合が多いとされている。

最小可読視標の検査の方法は、近距離視力用のランドルト環単一視標を用いて、児童生徒の最も見やすい視距離で検査し、どれだけ小さな視標まで認知できたかを、①認知することのできた視標の値、②その時の視距離、③左右どちらの眼で見ているかについて記録するというものである。

最小可読視標（学級種別）の分布を見てみると、小学校通級指導教室を除いて全般的に「未測定・不明」の割合が非常に高いことが分かる。この結果は、実態把握に関わる検査器具等の整備状況と特別支援学級等の担当者の視覚障害教育の専門性との関連があると言えるかもしれない。というのは、回収された調査票には、「近距離視力用のランドルト環単一視標が具備されていない」、あるいは「測定してない」という記述が多く見受けられたからである。

また、小・中学校通級指導教室においては1.0以上の割合が30%弱と、他の値に比べて最も高かった。小学校特別支援学級においては0.2以下である割合が10%程度に達していることが分かった。図3-4として最小可読視標の分布（学級種別）を示す。

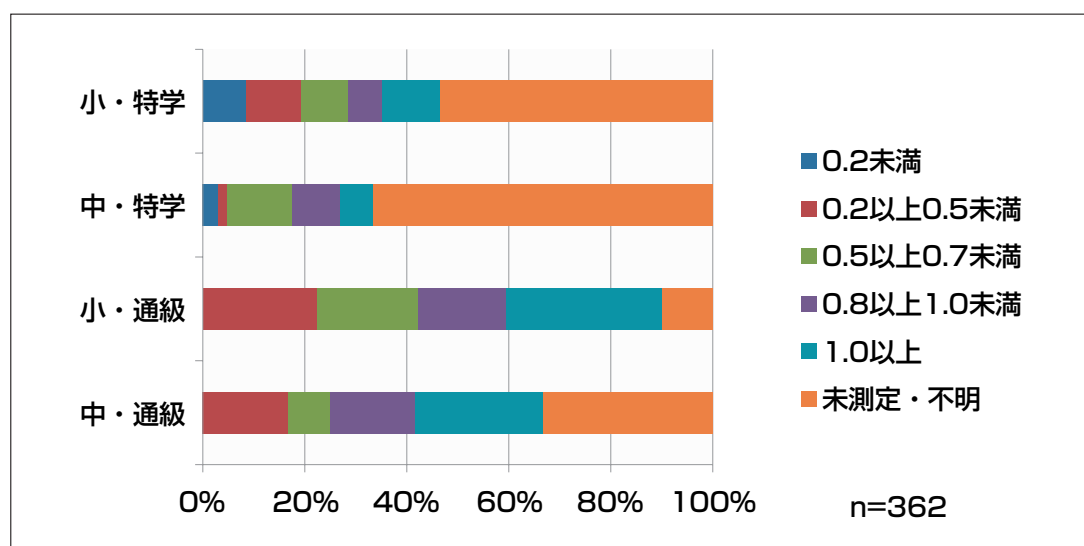


図3-4 最小可読視標の分布（学級種別）

6. 使用文字の状況

使用文字の状況（全体）について図3-5に示した。全体の約87%が普通文字を使用しているが、点字を使用している児童生徒が26名いることが明らかとなった。また、視力の低下等により普通文字から点字に移行する過程で普通文字と点字を併用している児童生徒も11名いることが分かった。

図3-6は学級種別ごとに使用文字の状況を示したものである。これをみると小学校、中学校ともに通級指導教室には点字を使用している児童生徒は在籍していないことが分かる。また、点字使用者の多くは小学校弱視特別支援学級に在籍している。さらに、文字使用が「困難」というのは、視覚障害のほかに知的障害等を併せて有していることを意味していることから、小学校弱視特別支援学級には普通文字、点字、普通文字と点字の併用、文字指導が困難な児童が在籍しており、障害の程度や特性が非常に多様にわたっているという実態をうかがい知ることができる。

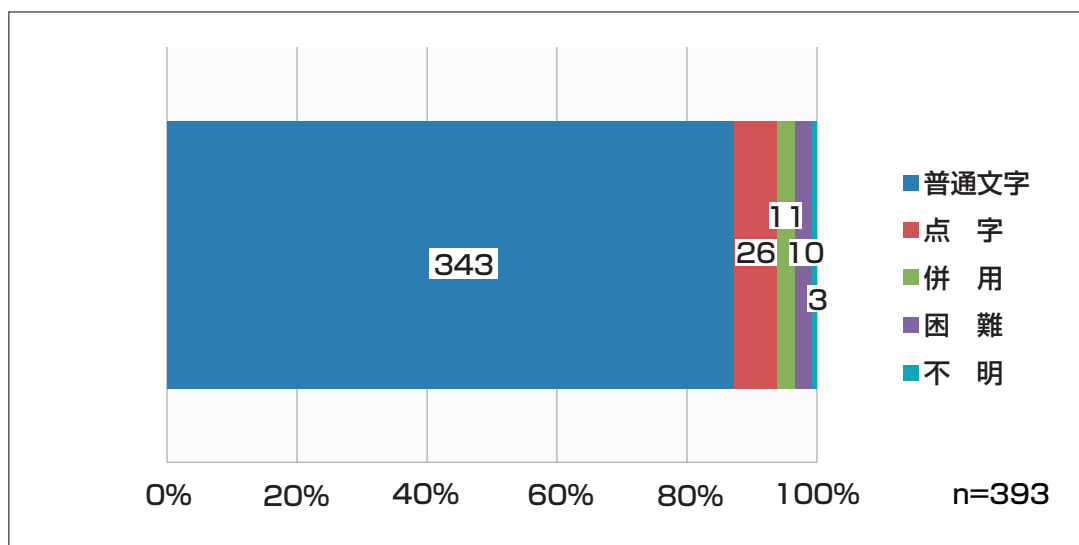


図3-5 使用文字の状況（全体）

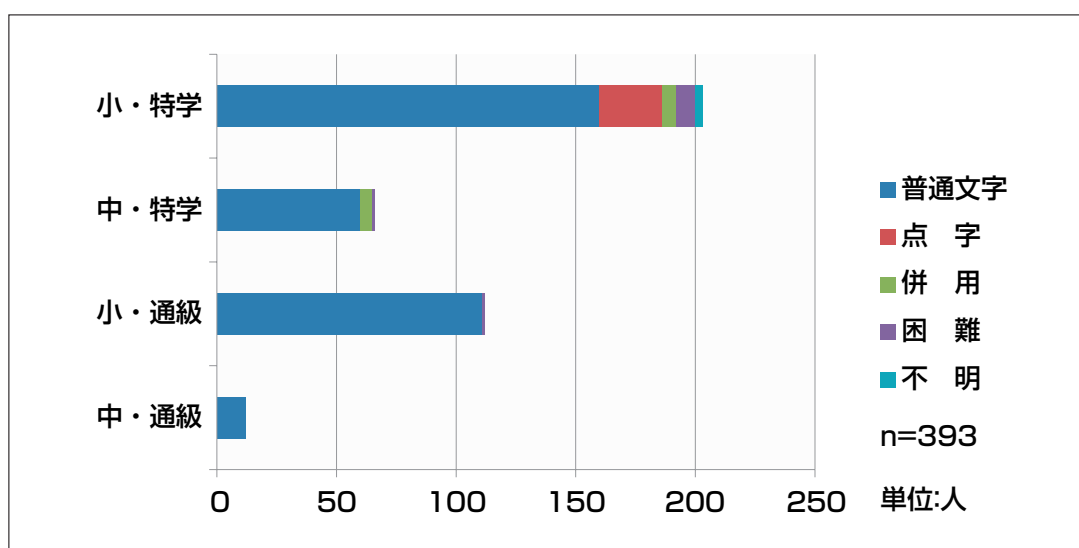


図3-6 使用文字の状況（学級種別）

7. 視覚補助具の使用状況

視覚補助具の使用状況（全体）について図3-7に示す。この内訳は点字使用者を除いた362人が対象となっており、それぞれの視覚補助具について使用の重複が含まれている。つまり、単眼鏡を使用している人数には、単眼鏡だけを使用している場合と他の視覚補助具を使用している場合があるということである。使用の内訳を見ると多くの児童生徒が単眼鏡と近用ルーペを使用していることが分かる。一方、視覚補助具を使用していない者も123名おり、これは全体（362名）の約34%にあたる数値である。

視覚補助具の使用状況を、使用している視覚補助具の組み合わせでみると、図3-8に示すように「単眼鏡＋近用ルーペ」が最も多く、50%以上を占めている。次いで、「単眼鏡だけ」（16%）が多く、「単眼鏡＋近用ルーペ＋拡大読書器」という組み合わせも10%に上っている。このような状況を見ると、それぞれの児童生徒が視力等の状況に応じて様々な視覚補助具を使用していることが明らかとなった。

さらに、視覚補助具の使用状況を学級種別で見ると、図3-9に示すように弱視特別支援学級においては「単眼鏡＋近用ルーペ」という組み合わせが最も多いものの、1種類の視覚補助具だけを使用している児童生徒が一定の割合でいることが分かる。一方、通級指導教室においては「近用ルーペだけ」あるいは「拡大読書器だけ」を使用している児童生徒は一人もいないことが分かる。

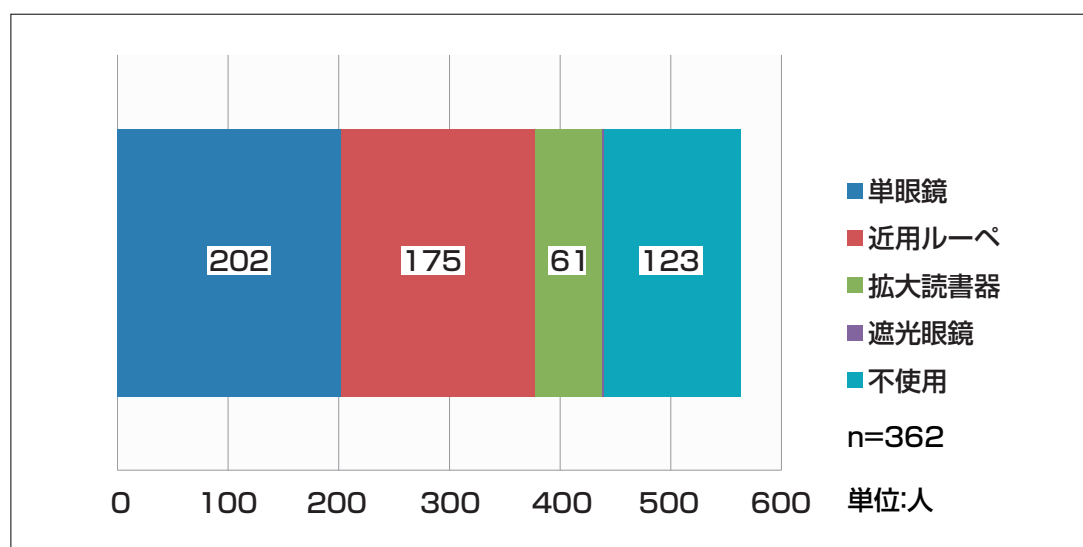


図3-7 視覚補助具の使用状況（全体）

8. 教科書の使用状況

図3-10は教科書の使用状況（全体）を示したものである。これをみると、全体の約4割は原本教科書だけを使用していることが分かる。この結果からだけでは視覚補助具を使用することによって拡大教科書等を必要としていないのか、あるいは、視覚補助具を使用しなくても十分に見えるだけの視力があるのかは判断できない。

教科書の組み合わせとしては「原本教科書＋拡大教科書」（19%）、「原本教科書＋拡大写本」（16%）が多いということが明らかとなった。また、「原本教科書＋拡大教科書＋拡大写本」の組み合わせも7%に達している。

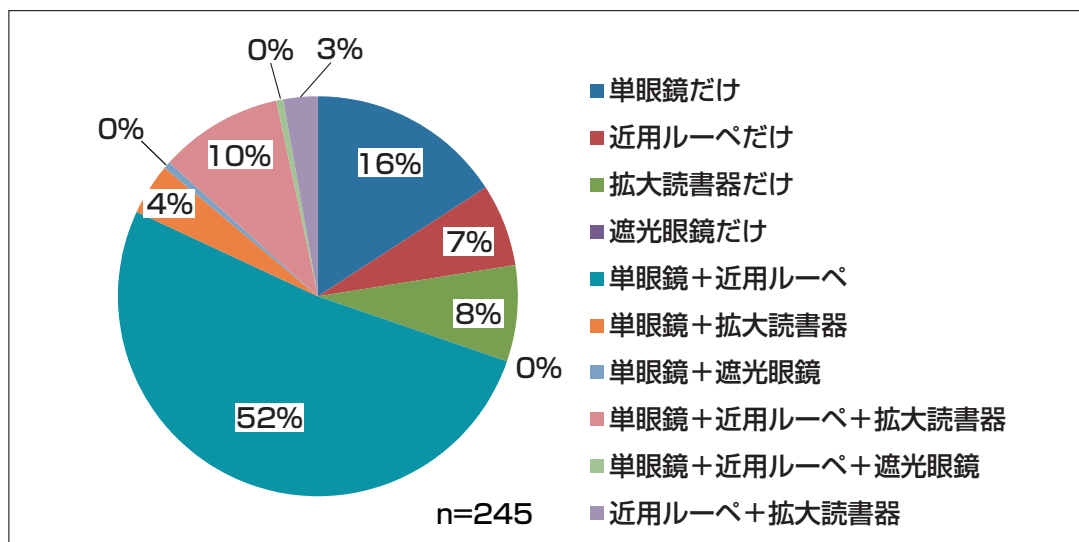


図3-8 視覚補助具の使用状況（使用の組み合わせ）

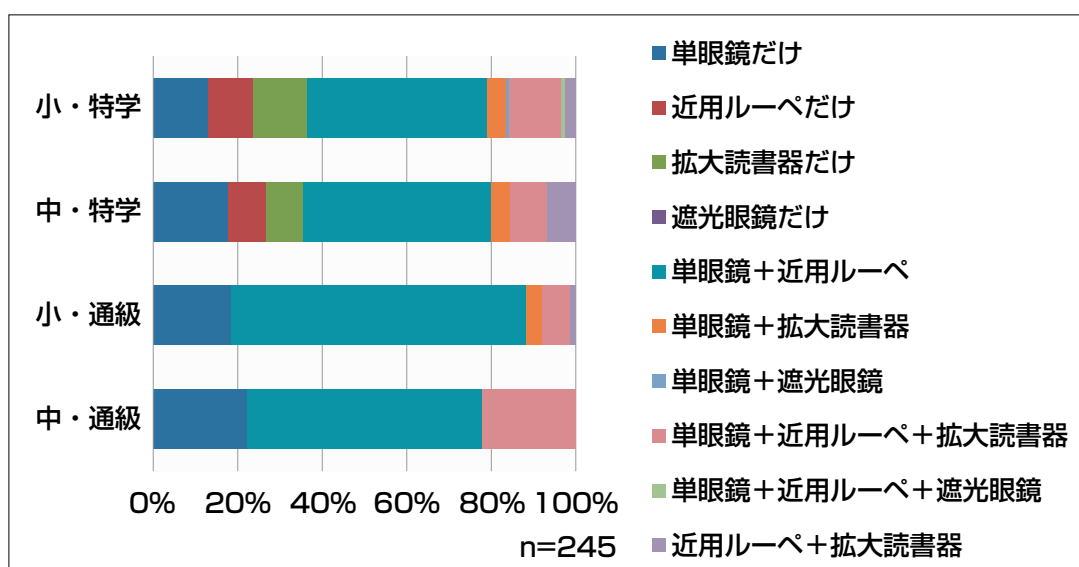


図3-9 視覚補助具の使用状況(学級種別)

これを学級種別で見ると、図3-11に示すように原本教科書だけを使用している割合が、小学校弱視特別支援学級から中学校通級指導教室へと順に高くなっていることが分かる。この結果からだけでは判断はできないが、特別支援学級よりも通級指導教室の方が在籍している児童生徒の視力が相対的に良いこと、また、小学生よりも中学生の方が視覚補助具の使用を上手に行うことができるということが要因となっているかもしれない。

9. 弱視特別支援学級における交流時間の割合

小学校、中学校の弱視特別支援学級における週当たりの交流時間の割合についても、今回の調査において初めて実施した調査項目である。交流時間については小学校1年生と中学校3年生では週時程の母数がことなっていることから単純に交流時数を比較することはできない。そこで、週時程数に占める交流実施時間の割合で比較することとした。

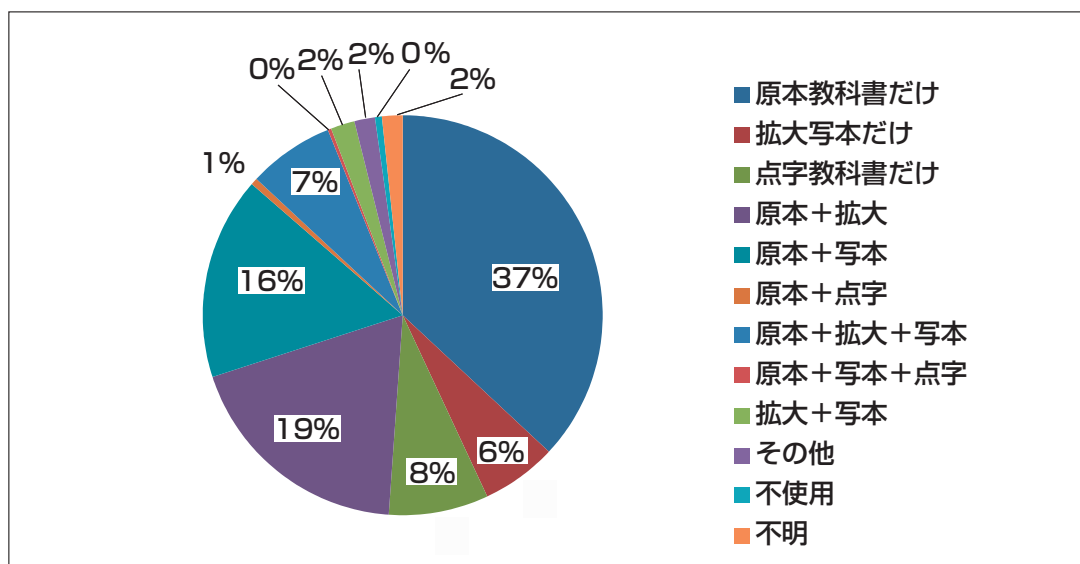


図3-10 教科書の使用状況（全体）

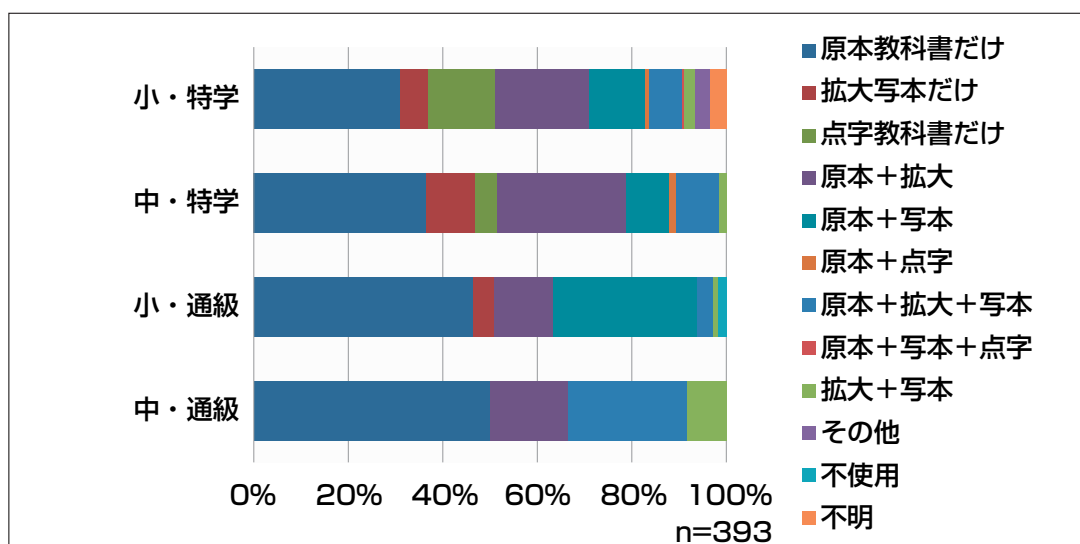


図3-11 教科書の使用状況（学級種別）

小学校においては、40%以上60%未満の割合が最も高く、全体の約36%を占めている。次いで、20%以上40%未満（18%）となっている。その他、0%以上20%未満、60%以上80%未満、80%以上100%未満の割合は、ほぼ13%前後となっている。

中学校においては、20%以上40%未満、40%以上60%未満、60%以上80%未満の割合が、それぞれ約18%で、平均化している。また、交流時間が100%、つまり週時程の全てを他の生徒との交流及び共同学習を行っているという生徒も約14%（66名中9名）いることが明らかとなった。図3-12として交流時間の割合（小・中学校特別支援学級）を示す。

10. 弱視特別支援学級において交流を行っている教科・領域

図3-13は小学校弱視特別支援学級において交流が行われている教科・領域を示したものである。グラフの後の数値は延べ人数を表している。これを見ると、音楽、体育、図工といった、芸術・実技教科が上位を占めていることが分かる。その一方で、いわゆる主要4科目についてはあ

まり実施されていないことも明らかとなった。なお、特別活動において実施されている交流の内容は主に学級活動である。

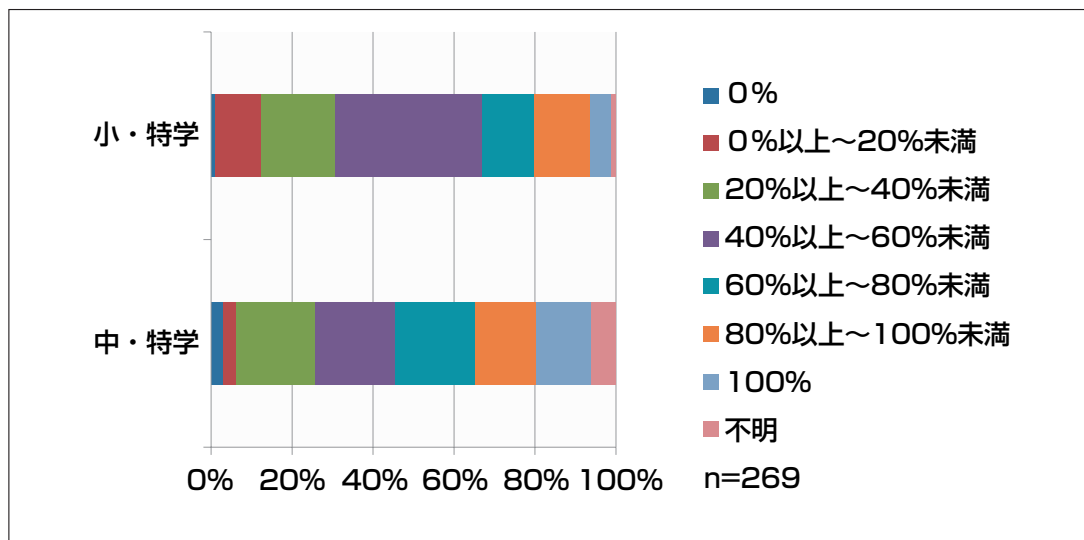


図3-12 交流時間の割合（小・中学校特別支援学級）

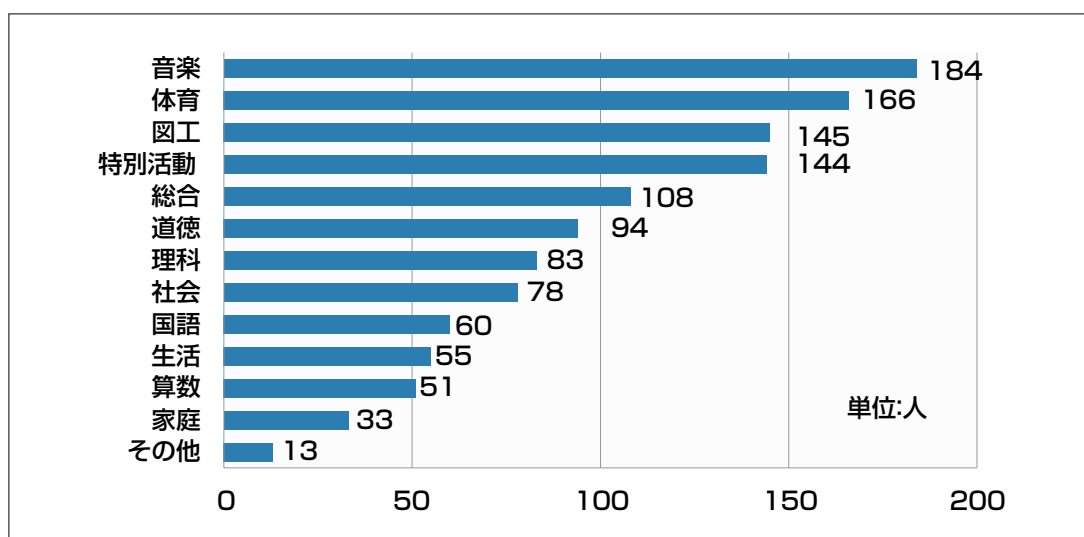


図3-13 交流が行われている教科・領域（小学校特別支援学級）

中学校においても小学校と同様の傾向が見られ、音楽、美術、保健体育、技術家庭といった芸術・実技教科が上位を占めている。同じように、いわゆる主要5教科についても、あまり交流が行われていないことが明らかとなった。また、小学校、中学校の両方に言えることであるが、総合的な学習の時間における交流及び共同学習も比較的高い割合で実施されていることが分かった。図3-14として交流が行われている教科・領域を示す。

11. 弱視通級指導教室における週あたりの指導回数

通級指導教室における週あたりの指導回数については小学校、中学校ともに1回が突出して高く、全体の約76%を占めている。次いで、2回（10%）、3回（7%）と続いている。また、「その他」は、週あたりに換算すると0.5回、あるいは月に1回という回答であった。図3-15として通級指導教室における週あたりの指導回数を示す。

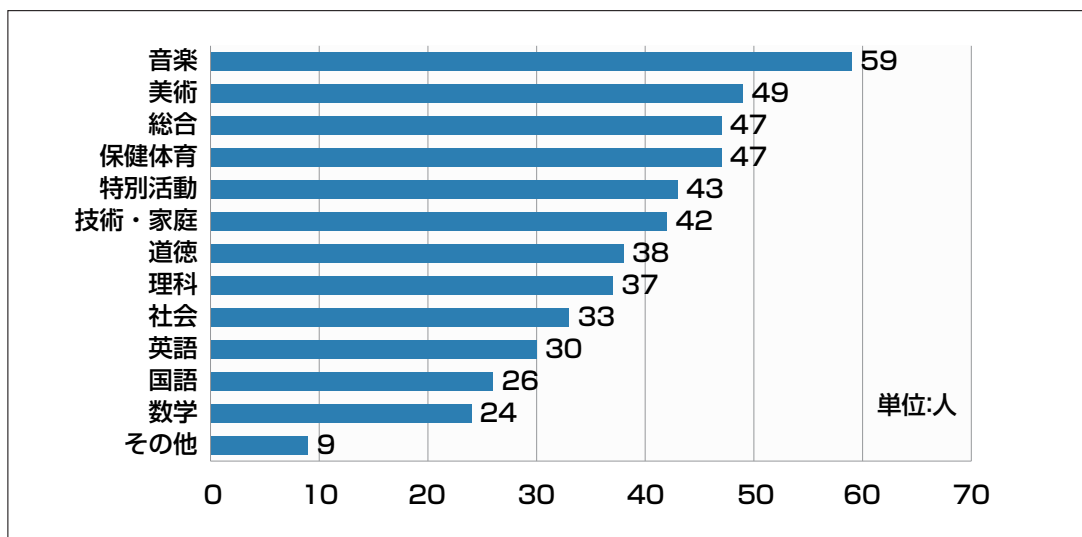


図3-14 交流が行われている教科・領域（中学校特別支援学級）

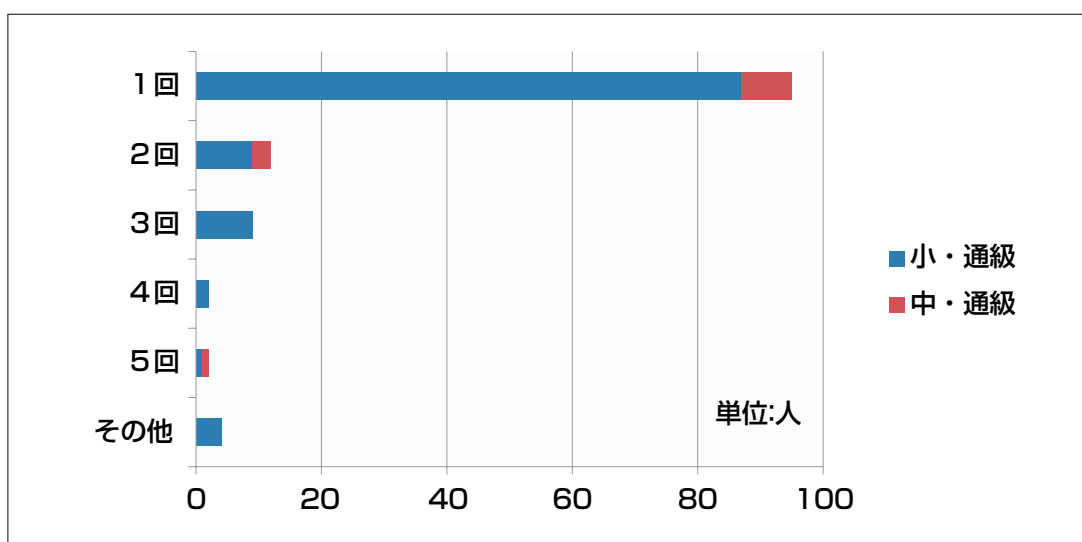


図3-15 週あたりの指導回数（小・中学校通級指導教室）

12. 弱視通級指導教室における週あたりの指導時数

通級指導教室における週あたりの指導時数については、図3-16に示すとおり、1時間～10時間までと非常に幅があることが分かった。その中で、最も割合が高かったのは2時間で、全体の約29%を占めている。これに続いて4時間、3時間が約18%、5時間（13%）、6時間（10%）となっている。また、指導時間が1時間と回答したのはわずかに4%に留まっている。

13. 弱視通級指導教室における指導内容

弱視通級指導教室における指導内容は、教科の補充と自立活動の指導の2つに大別される。実際の指導パターンとしては、自立活動の指導、教科の補充、そして自立活動+教科の補充の3つのパターンである。今回の調査結果では、自立活動+教科の補充の割合が突出して高く全体の80%を超えている。自立活動のみ、及び教科の補充はそれぞれ、10%前後に留まっている。図3-17として通級指導教室における指導内容を示す。

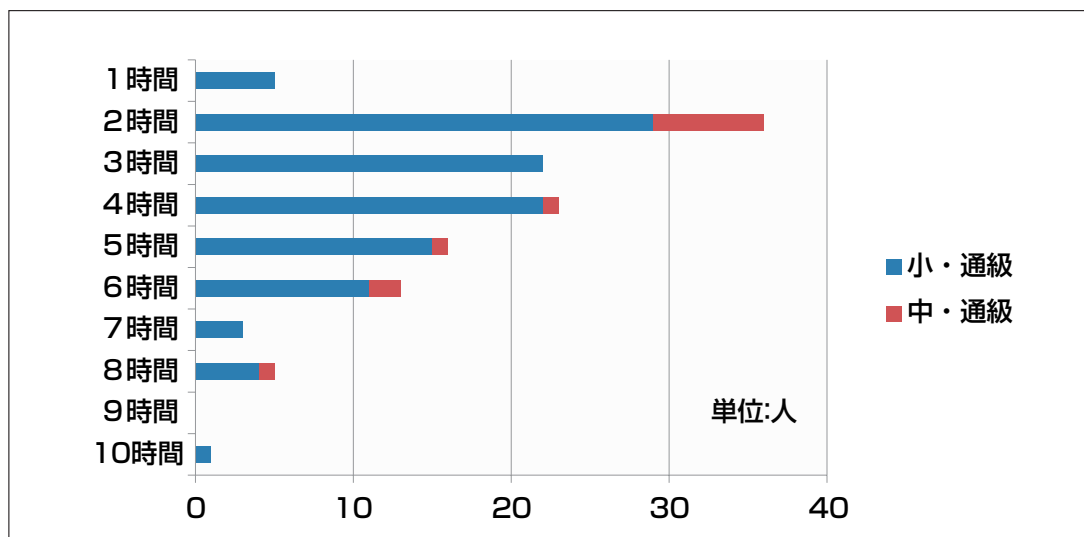


図3-16 週あたりの指導時間数（小・中学校通級指導教室）

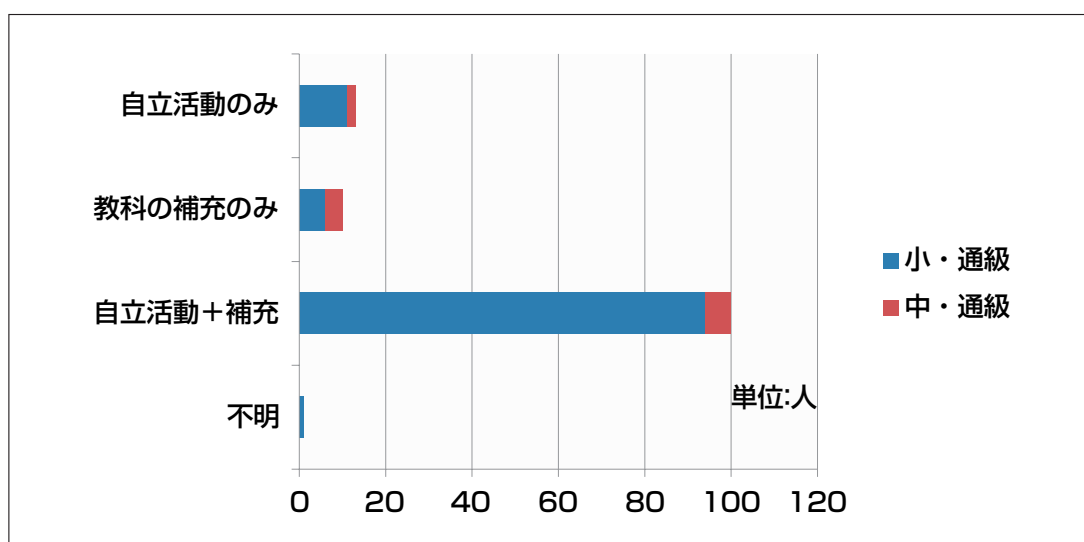


図3-17 指導内容（小・中学校通級指導教室）

自立活動に関して小学校通級指導教室で行われている指導内容を図3-18に示す。これを見ると、単眼鏡や近用ルーペなどの視覚補助具の指導が最も多く、全体の約46%を占めている。次いで、視覚認知を高める指導、目と手の協応動作といった弱視児童が不得手としている内容となっている。また、グラフとして示してはいないが、中学校においてはコンピューターの指導が比較的多く指導されているという結果であった。

教科の補充に関して、同じく小学校通級指導教室における指導内容を見てみると、あらゆる学習の基礎となる教科の国語と算数が多く指導されていることが明らかとなった。また、特徴的な事として体育の指導も比較的多く指導されていることも分かった。これに関しては、弱視児童にとって苦手なボール運動や調整能力を必要とする体育の授業へ参加することが困難になる場合があることや自立活動的な要素としてボディーイメージに関わるような粗大運動を行っているという実態があるように推察される。図3-19として教科の補充における指導内容を示す。なお、自立活動の内容と同様にグラフとして示してはいないが、中学校においては英語と数学の指導が多く指導されているという結果であった。

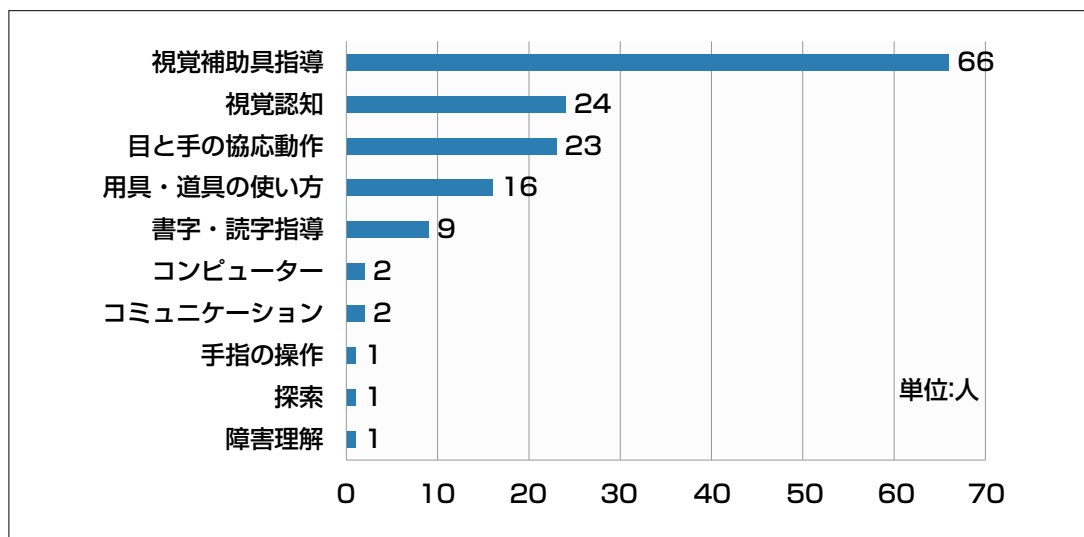


図3-18 自立活動における指導内容（小学校通級指導教室）

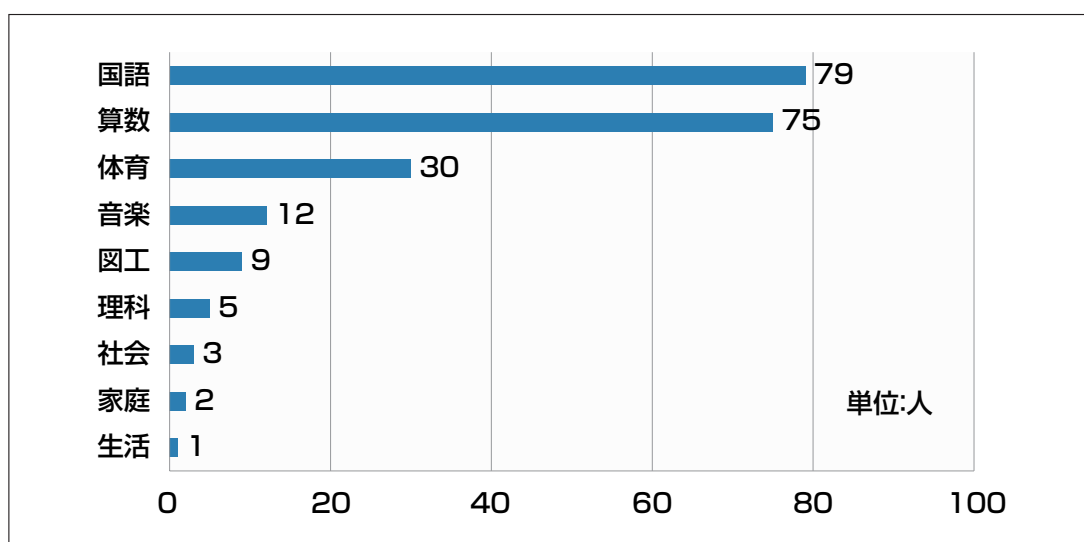


図3-19 教科の補充における指導内容（小学校通級指導教室）

14. 弱視通級指導教室における指導形態

図3-20に示したのは弱視通級指導教室における指導形態である。この結果から小学校、中学校を併せると通級指導教室において指導を受けている児童生徒の約78%は他校通級をしていることが明らかとなった。これに対して、自校通級を行っているのは全体の約9%（11名）に留まっている。また、巡回による指導を受けているのは全て小学生で2校、13名がその対象となっている。通級指導教室における教育相談は、全て小学校において実施されており、今回の調査で回答があったのは就学前の幼児であった。このことに関しては、回答をしていただいた担当者が調査対象を小学生、あるいは中学生に限っていると判断したために、小中学生以外の幼児等をあえて除外した可能性も示唆される。したがって、より正確な実態を把握するために、次回の調査においては回答方法等に関してより適切な指示をすべきであると考えている。

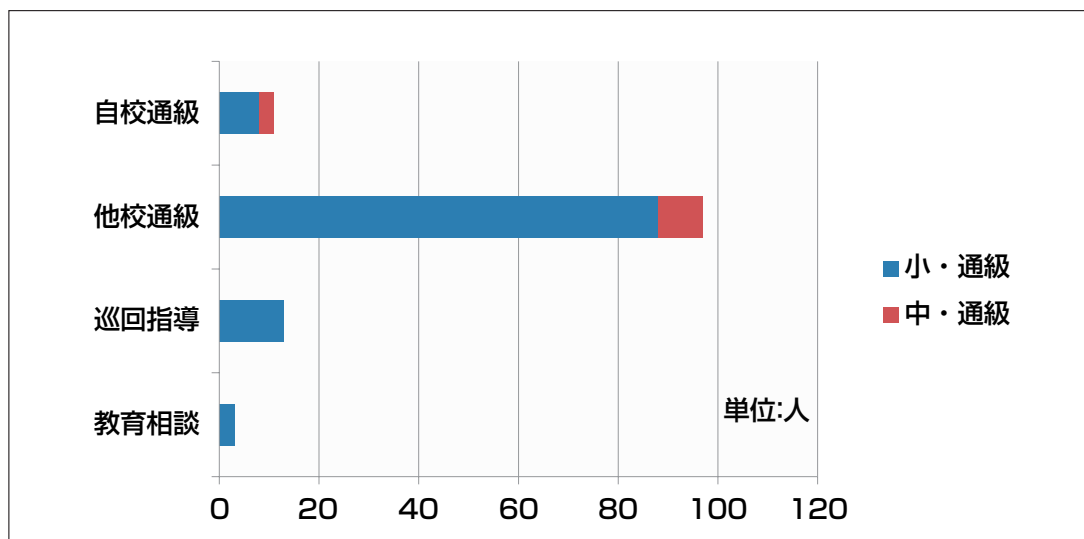


図3-20 通級指導教室における指導形態（小・中学校）

第4章 指導担当者に関する調査の結果及び考察

今回の二次調査（調査票Ⅱ）では、実際に弱視特別支援学級や弱視通級指導教室を担当している先生方の視覚障害教育経験年数や校務分掌、また担当児童生徒以外への指導・支援の実態を明らかにし、そこから現在どのようなことが課題となっているのか、さらに担当者に求められているものは何なのかについて探っていく。

調査方法は第1章2の通りである。回収率は以下に示す。

- ・小学校弱視特別支援学級194校中、回答数179校→回収率92.3%、有効回答数178人分
- ・中学校弱視特別支援学級67校中、回答数59校→回収率88.1%、有効回答数59人分
- ・小学校及び中学校弱視通級指導教室19校(小14校、中5校（うち1校休級）)中、回答数22人（小18人、中4人）→回収率100%、有効回答数22人分

* 通級指導教室については全体数が少ないので小学校、中学校合わせての集計とした。

1. 教職経験年数と視覚障害教育経験年数

図4-1は、小学校弱視特別支援学級担当者178人の教職経験年数と視覚障害教育経験年数の分布である。同じく図4-2は、中学校弱視特別支援学級担当者59人のもの、図4-3は小・中学校弱視通級指導教室担当者22人のものである。

これら図4-1から図4-3を比較して、その傾向を見てみる。図4-1と図4-2の弱視特別支援学級担当者の分布図は、どちらも教職経験年数は1年目から38年目までと広範囲にわたっているが、視覚障害教育経験年数は1年目から3年目までに集中している。図4-3の弱視通級指導教室担当者の分布は、弱視特別支援学級担当者の教職経験年数と同様、1年目から35年目までとこれも広範囲にわたっている。しかし、視覚障害教育経験年数は10年以上の経験者も多く、ばらつきがある。

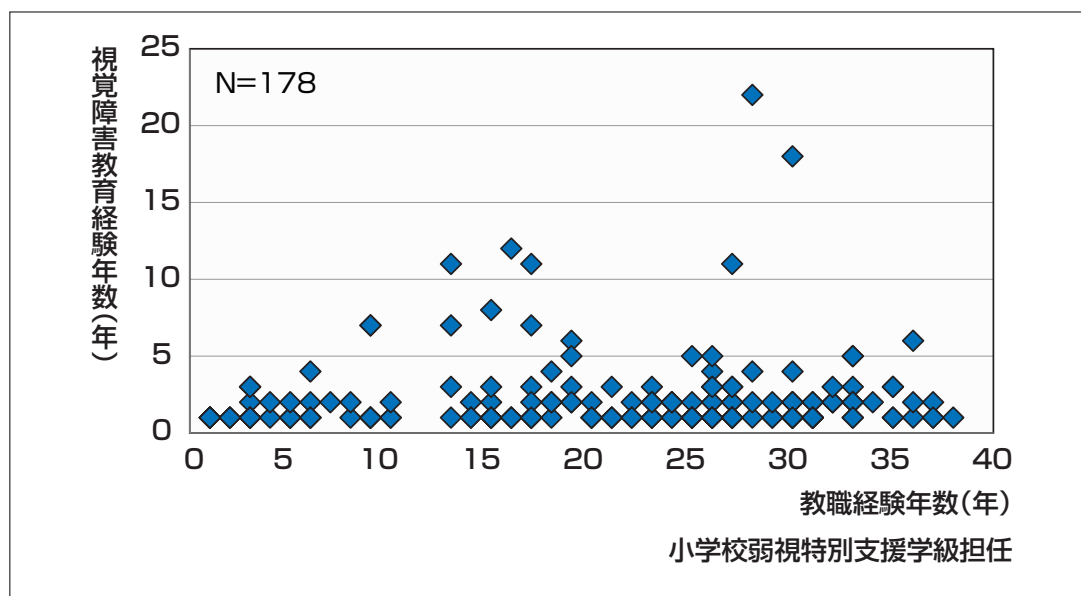


図4-1 教職経験年数と視覚障害教育経験年数の分布

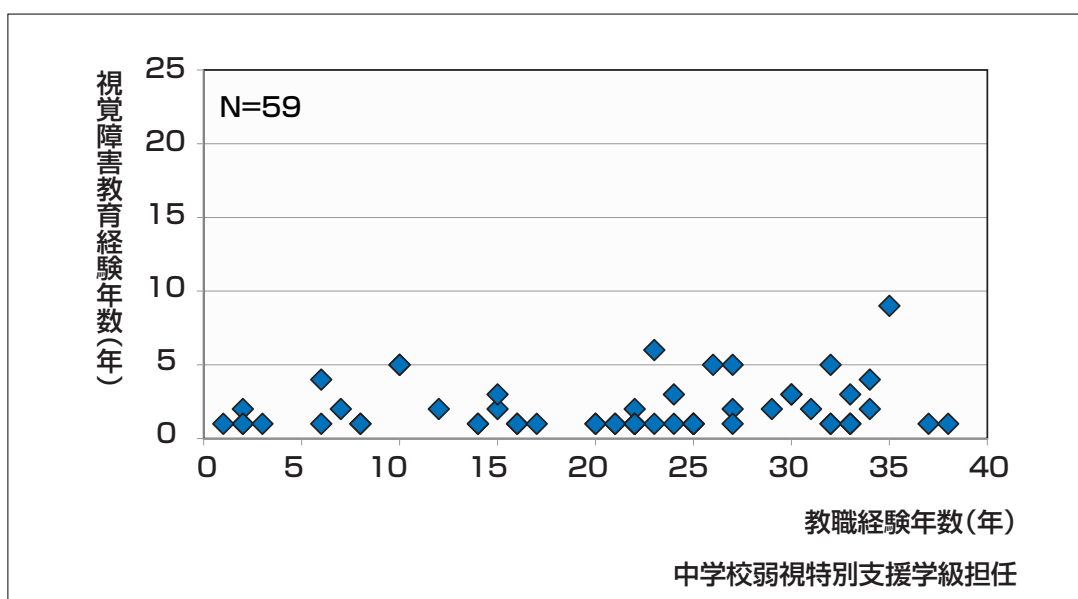


図4-2 教職経験年数と視覚障害教育経験年数の分布

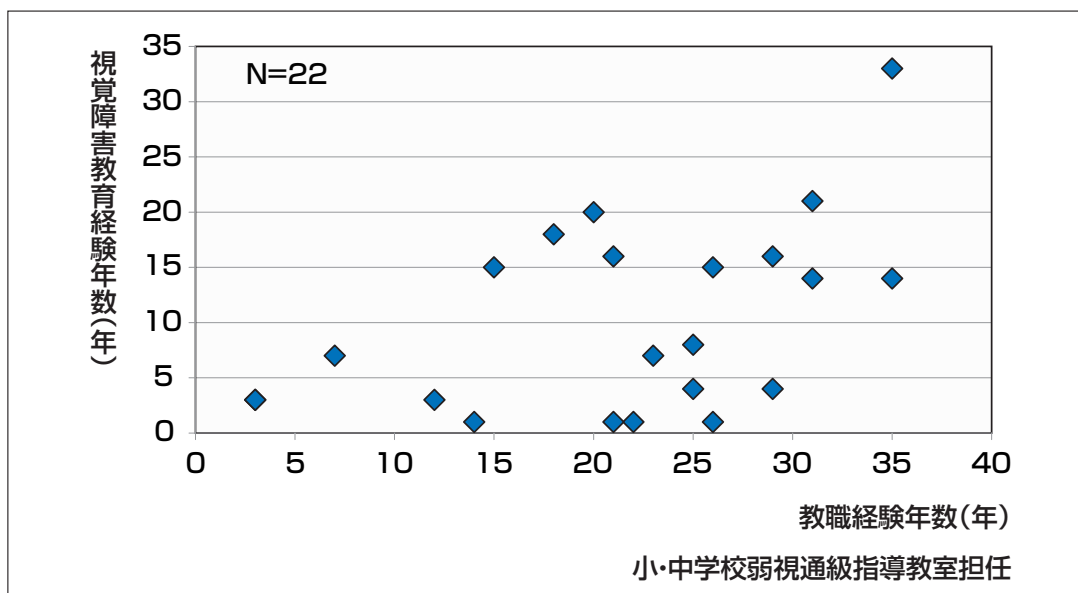


図4-3 教職経験年数と視覚障害教育経験年数の分布

これらの結果をさらに分かりやすくするため、図4-4から図4-6に、それぞれの視覚障害教育経験年数ごとの割合として示した。

ここで視覚障害教育経験年数1年目から3年目の占める割合を比較してみる。小学校弱視特別支援学級担当者（1年目の常勤講師6名を含める）は87%、中学校弱視特別支援学級担当者は85%、小・中学校弱視通級指導教室担当者は32%が視覚障害教育経験年数3年未満であった。

それでは、視覚障害教育経験年数10年以上の占める割合はどうであろうか。小学校弱視特別支援学級担当者は4%、中学校弱視特別支援学級担当者は9年目（2%）が最高であり、10年以上は0%であった。小・中学校弱視通級指導教室担当者は46%が10年以上の経験者であった。

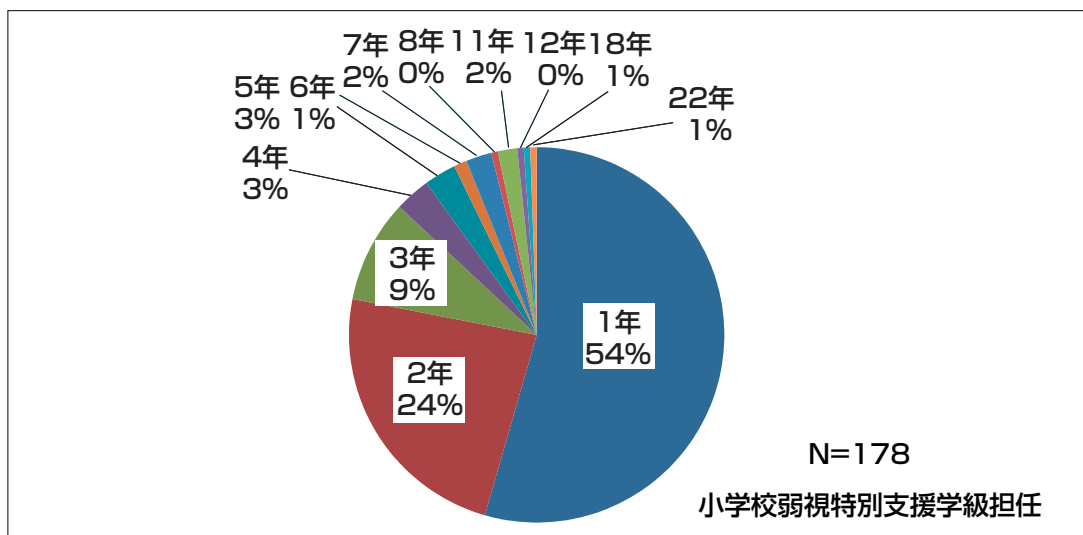


図4-4 視覚障害教育経験年数の割合

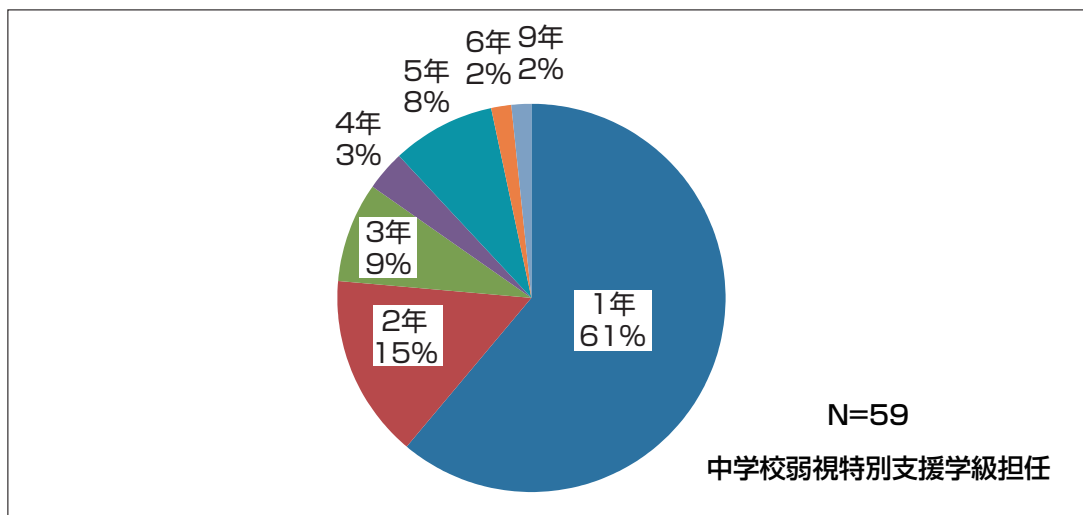


図4-5 視覚障害教育経験年数の割合

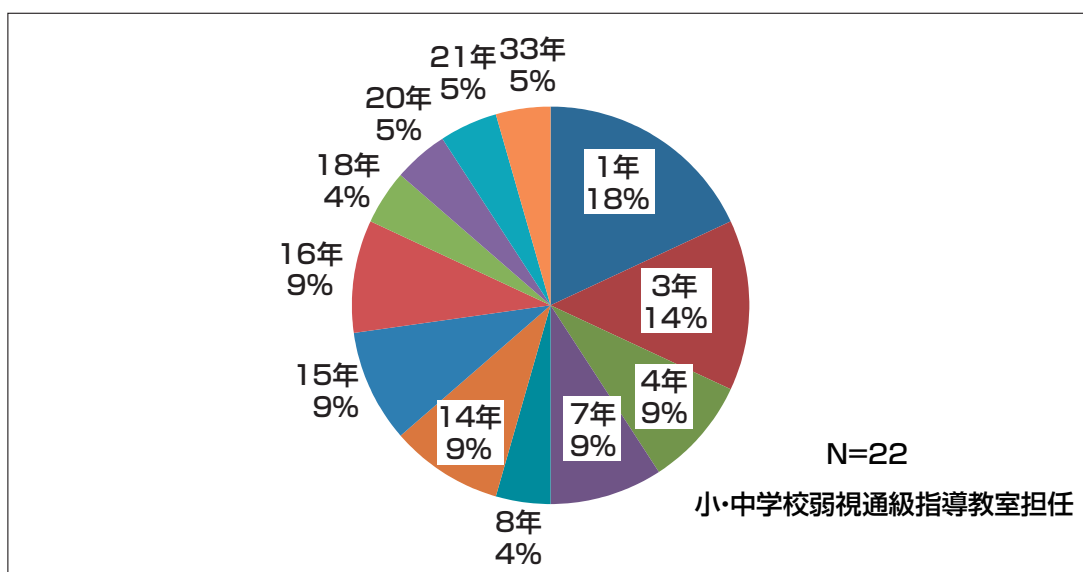


図4-6 視覚障害教育経験年数の割合

では、これらの結果の要因を考えてみよう。

まず第1点目、弱視特別支援学級は全国的に1学校1学級であり、一人学級が多い（第3章在籍状況調査結果参照）。児童生徒が卒業、転学してしまえば、閉級となるところが大多数である。第2章で弱視特別支援学級開設状況について述べたが、毎年、小学校、中学校ともに20%～35%の閉級・開級（新設）がある。同一学校に弱視児童生徒が継続的に入学してくる可能性も低い。このような状況から、弱視特別支援学級担当者に視覚障害教育経験年数が低い者が多いのではなかろうか。

第2点目としては、各市町村の人事異動の問題と校内人事の問題が考えられる。各市町村の人事異動のサイクルについて、詳細な調査はしていないが、3年～5年、長くて8年くらいで異動する者が多い。また、小学校の場合は弱視児童が卒業するまでの6年間、一人の先生が継続的に担当することも考えられるが、2年～3年で担任が替わっているのではないだろうか。中学校においては、生徒の就学期間が3年であるので、視覚障害教育経験年数の低い者が多いということは簡単に推測できる。

これに比べ、弱視通級指導教室担当者は、各市町村の人事異動の問題もあろうが、継続的に弱視児指導に当たっている者が多い。弱視通級指導教室は、一定地域から複数の児童生徒が通級してくる。弱視特別支援学級のように児童生徒の卒業と同時に閉級となることはなく、指導の技術的情報や教材教具も蓄積されやすい。

さて、実際問題として、視覚障害の児童生徒を目の前にして、視覚障害教育未経験の先生方がどのように指導しているのだろうか。視覚障害に配慮した指導や自立活動の指導など、いわゆる視覚障害教育の専門性をいかに身に付け、指導に活かしていくのだろうか。

以上のことから、今後早急に検討していかなければならないと思われる課題について、以下に3点挙げる。

- （1）県内あるいは市区町村内で、視覚障害教育の経験者（専門家・免許保有者等）を配置できる人事システムの構築
- （2）盲学校との連携（県内弱視教育担当者とのネットワークの構築も含めて）
- （3）視覚障害教育の専門性確保のための研修の充実

これらについては、今後継続的に検討し、モデルの提示やなんらかの提言ができればと考える。

2. 担当校務分掌

小・中学校弱視特別支援学級及び弱視通級指導教室担当者が校内で担っている校務（部及び委員会）の種類（複数回答）について、図4-7～図4-9に示す。

調査結果をまとめるに当たり、各学校によって異なる分掌組織の名称や役割について整理する必要があった。そこでウィキペディア（フリー百科事典）の校務分掌の項目を参考にし、以下の通りの分類とした。

（1）総務・庶務

年間日程調整、式典（入学式・卒業式・始業式など）の企画、保護者団体(PTAや育友会など)・同窓会との連絡・調整、学校広報紙の作成、防消火避難訓練の計画・実施など。

（2）教務

教育課程(カリキュラム)の検討、時間割の作成、児童・生徒の学籍・成績に関する事務処理、教科書に関する事務処理、定期考査の運営など。

(3) 児童・生徒指導

校則などの検討、児童・生徒の校内生活・校外生活上の指導指針の作成、補導、交通安全指導、拾得遺失物の管理、生徒会・児童会（これら主体の学校行事の運営）、部活動の統括など。

(4) 進路指導

進学・就職活動の支援、進学・就職情報の収集と広報、進路に関する統計、模擬試験・模擬面接の計画・実施など。

(5) 研究研修

校内職員の研究研修計画の立案と実施など。

(6) 就学指導（校内）

校内就学に関わる業務。

(7) 校内・地域支援関連

教育相談、特別支援関連。

(8) 保健体育

保健室の管理、健康・身体に関する統計、身体測定・各種検診の計画・実施、学校医との連絡・調整など。

(9) 図書

図書館・図書室の管理・運営、読書指導、視聴覚器材の管理など。

(10) 人権教育・同和教育

人権教育・同和教育の計画・実施、研修の計画・実施など。

(11) 情報システム

情報機器・校内LANの管理、学校ホームページの作成など。

(12) その他

上記項目に当てはまらないもの。

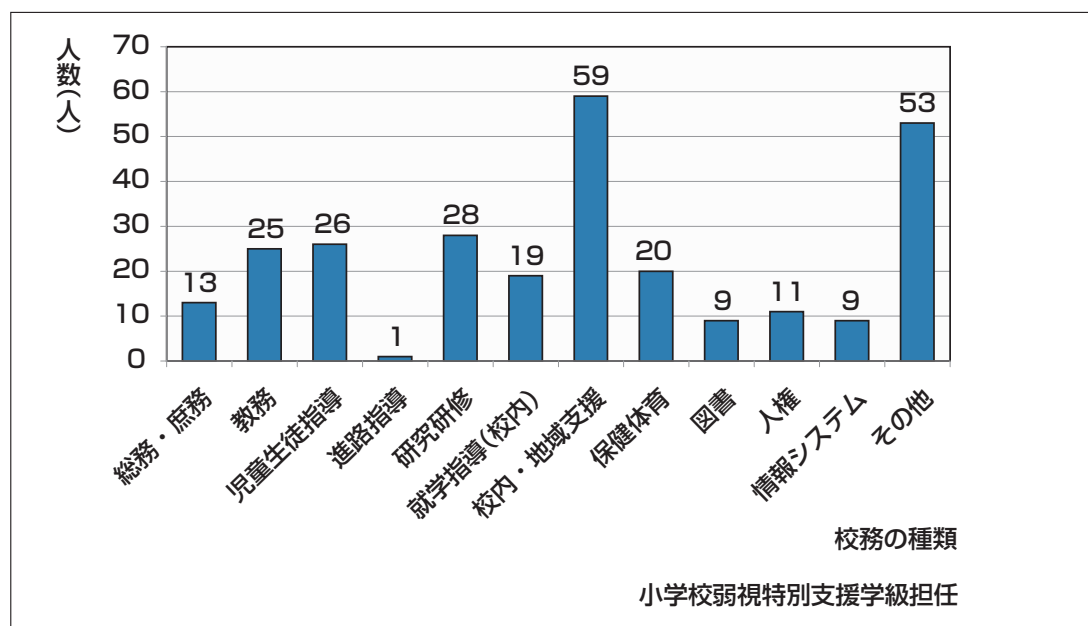


図4-7 校内で担っている校務の種類

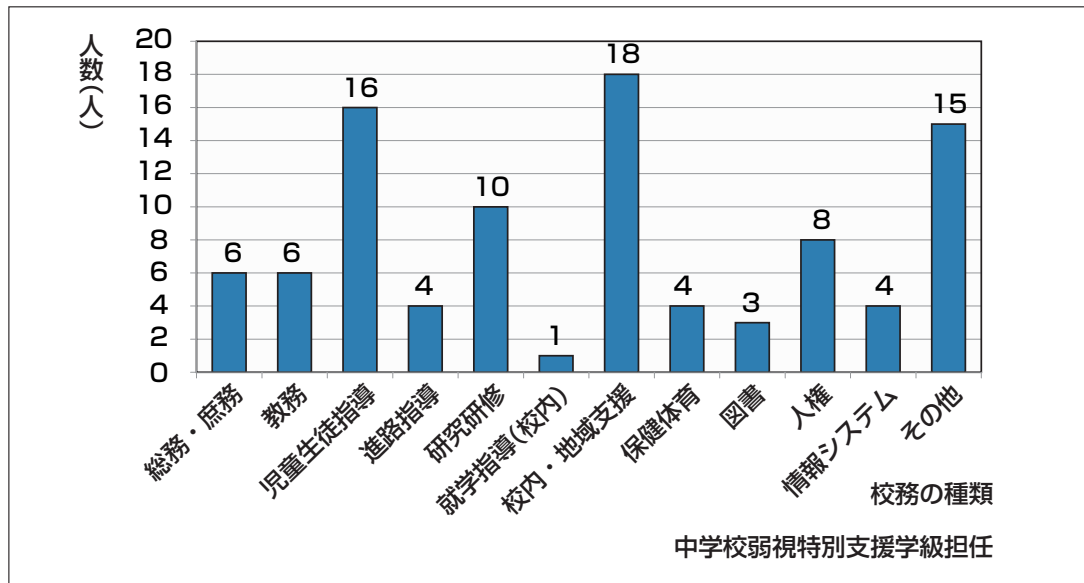


図4-8 校内で担っている校務の種類

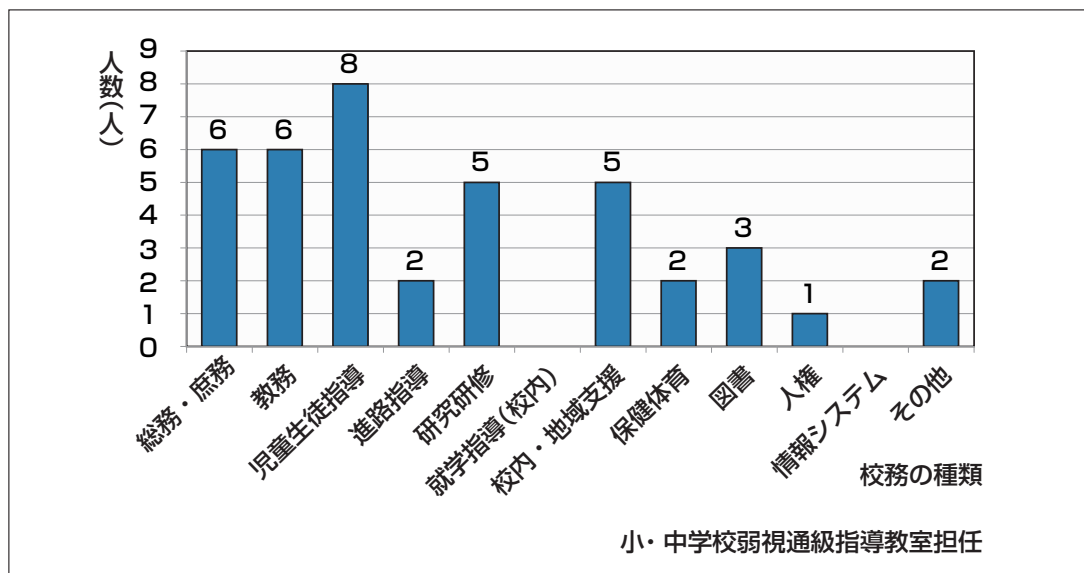


図4-9 校内で担っている校務の種類

これらを見ると、小学校及び中学校弱視特別支援学級担任は、「校内・地域支援」、「研究研修」、「児童生徒指導」に関する分掌に所属している者が多い。また「その他」の項目についても多いのだが、その内容は「環境美化」や「給食委員会」などであった。小・中学校弱視通級指導教室担当者については、「児童生徒指導」に次いで「総務・庶務」、「教務」関係、「校内・地域支援」、「研究研修」の順に多かった。

これら全てに共通する傾向としては、教育相談や特別支援教育に関する校務である「校内・地域支援」を担っている者が多いということである。

次に、部や委員会の分掌以外で担っている校務について、図4-10～図4-12に示す。これらに共通する事項としては、校内委員会の構成員として位置づけられている場合が多いということである。また、コーディネーターに指名されていたり、校外の就学指導委員であったりと、校内外で特別支援教育を推進していくキーパーソンとしての役割を期待されていることが推測される。

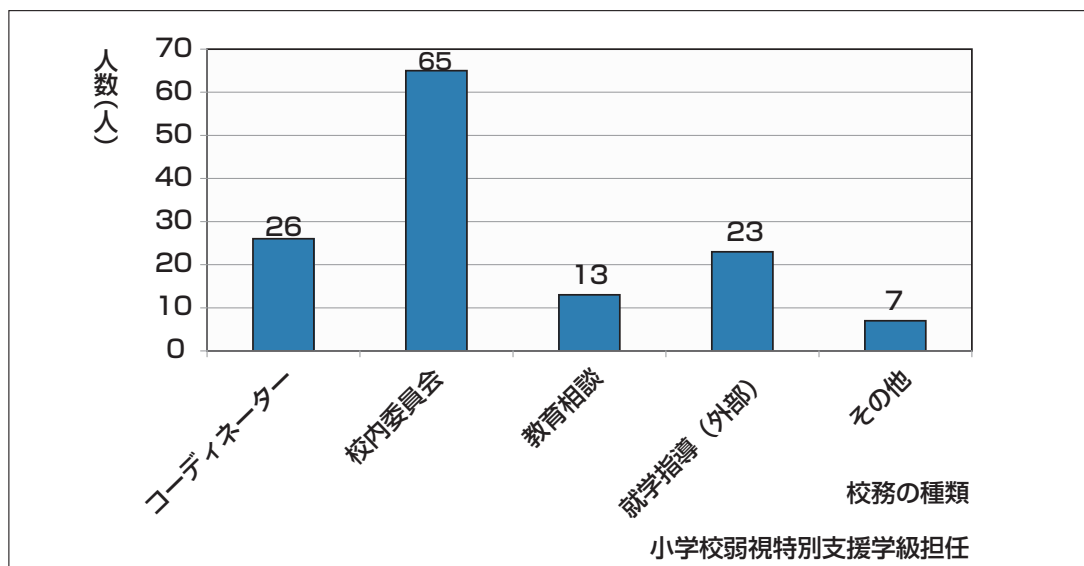


図4-10 部・委員会以外で担っている校務

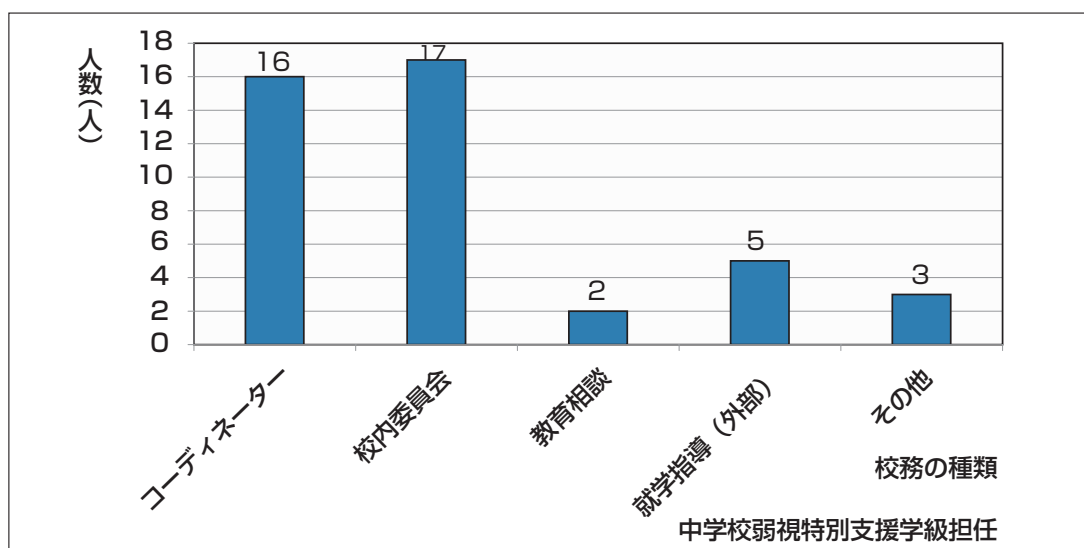


図4-11 部・委員会以外で担っている校務

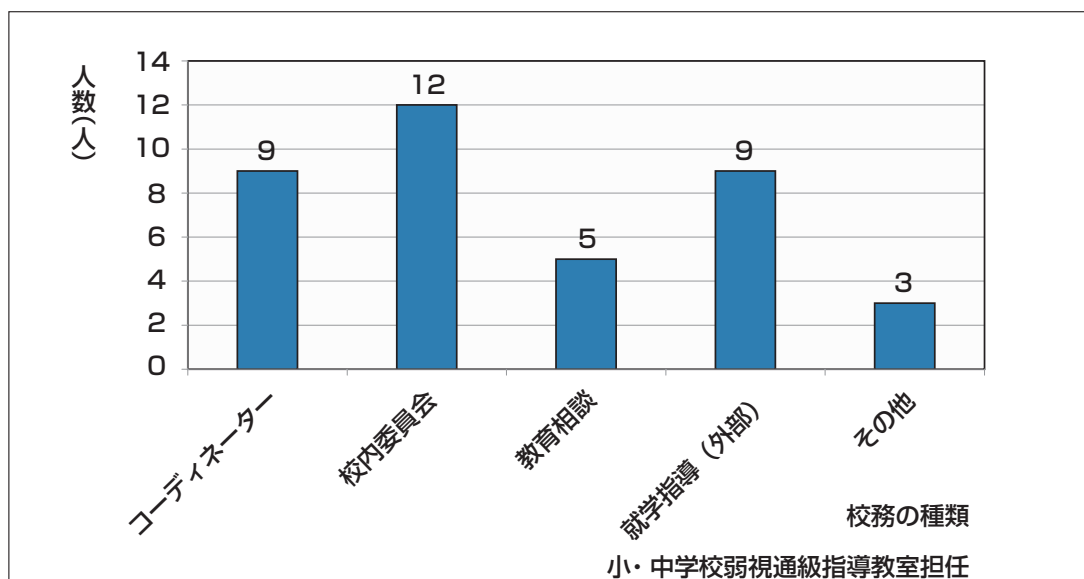


図4-12 部・委員会以外で担っている校務

図4-13～図4-15に示したのは、一人当たりが担っている校内外全ての校務数の割合である。小学校弱視特別支援学級担当者は、校務数1～3で80%以上を占めており、中学校弱視特別支援学級担当者についても同様の傾向があった。小・中学校通級指導教室担当者については、校務数2～5の占める割合が高く、この範囲で83%となっている。弱視通級指導教室担当者は、一部校内通級指導もあるものの、校外から通級してくる児童生徒を指導することが多い。このような特殊性から、校務分掌においても校内より校外に関するものを担っている傾向が見られる。

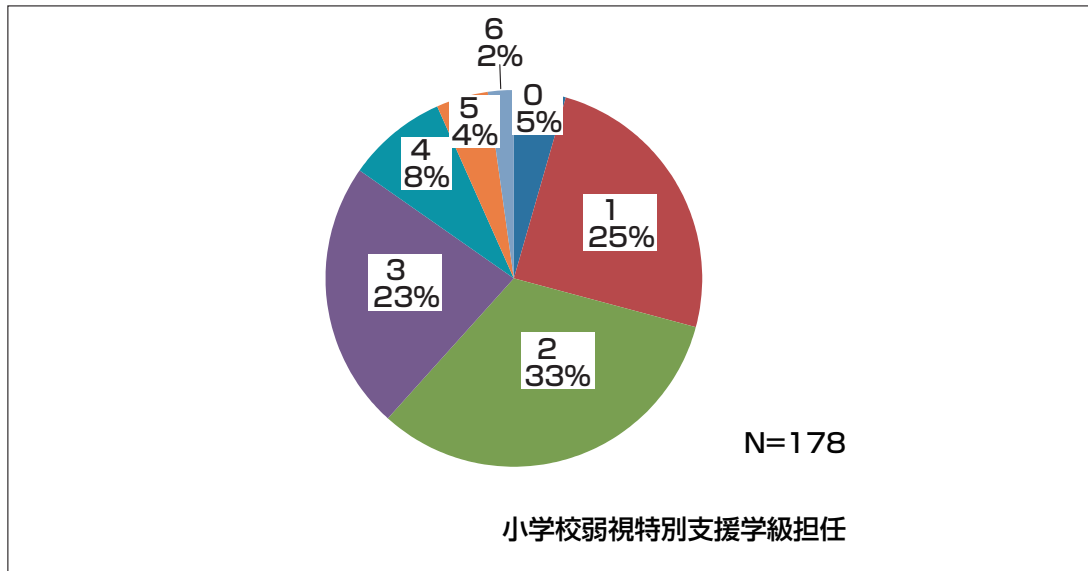


図4-13 一人当たりが担っている校務数の割合

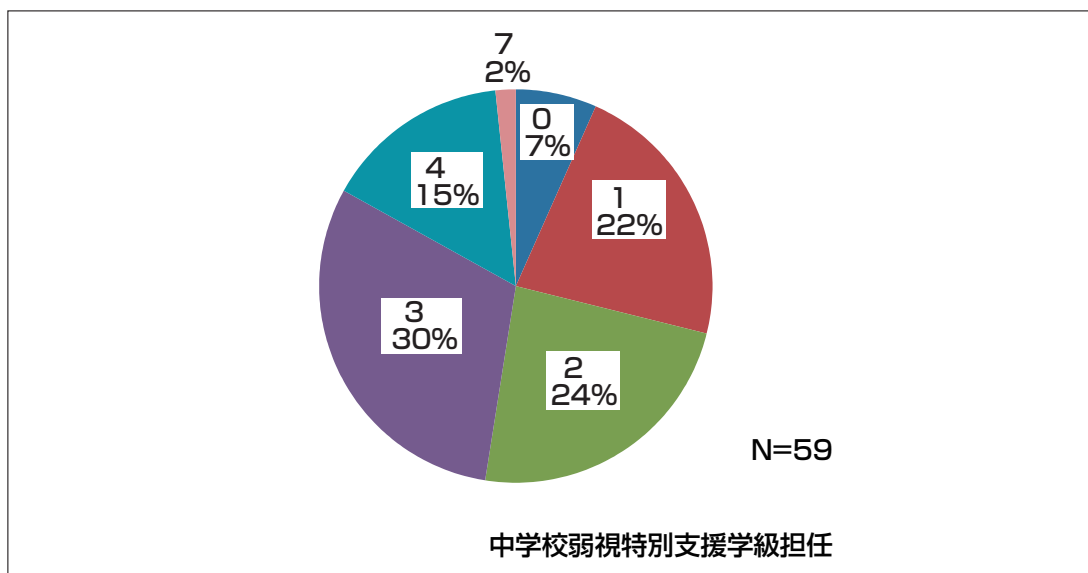


図4-14 一人当たりが担っている校務数の割合

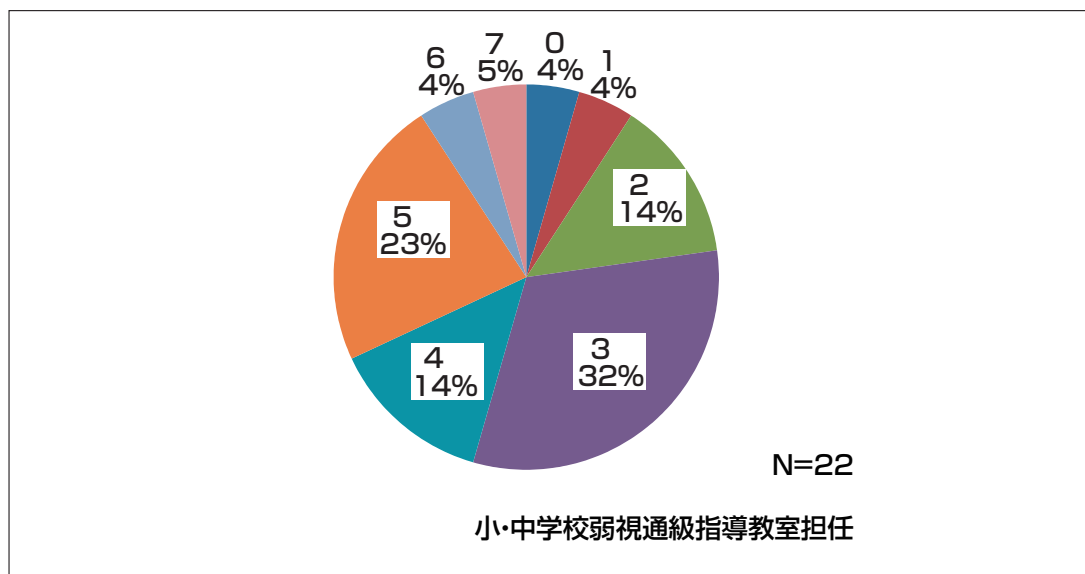


図4-15 一人当たりが担っている校務数の割合

3. 通常学級及び特別支援学級（弱視以外）に対する支援の状況

図4-16は弱視特別支援学級及び弱視通級指導教室担任が、弱視以外の児童生徒の指導・支援をおこなっているか否かを示したものである。

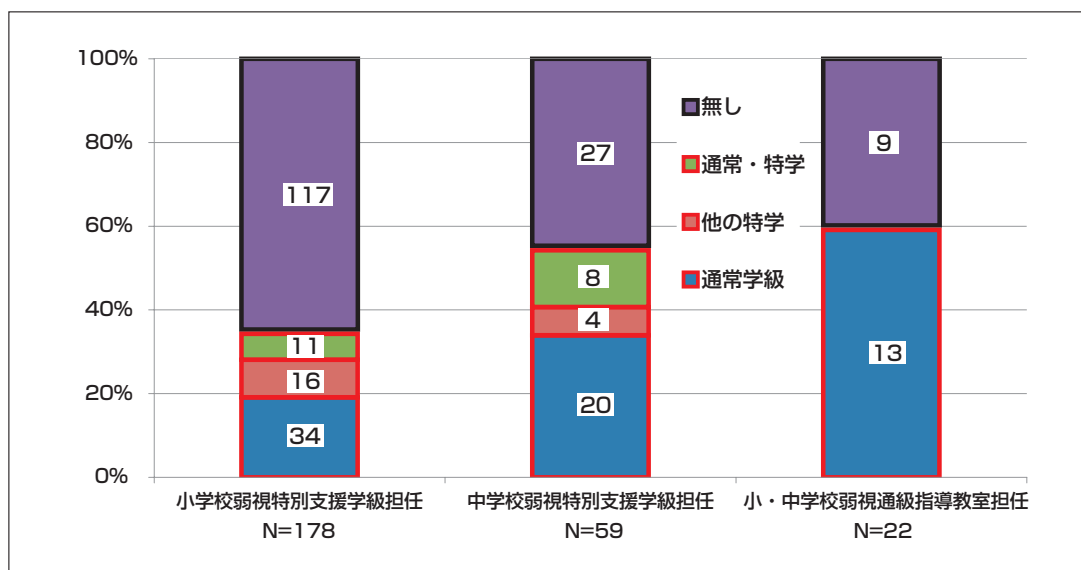


図4-16 弱視以外の指導・支援の有無の比較

これを見ると、小学校弱視特別支援学級担任は、弱視以外の指導・支援を行っている者が61人（35%）であり、117人（65%）の先生方は、担当児童以外の指導・支援を行っていない。次に中学校弱視特別支援学級担任の状況を見ると、32人（55%）が指導・支援を行っており、45人（45%）が行っていない。これは、中学校では教科担任制であるので、通常学級で自分の専門教科を指導するということが多いのではないだろうか。では、小・中学校弱視通級指導教室担任はどうだろうか。13人（60%）が指導・支援を行っており、9人（40%）が行っていない。また、指導・支援を行っている内訳を見ると、通常学級での指導・支援がその全てを占めている。

では、指導・支援を行っている先生方は、1週間にどのくらいの時間をそれに当てているのでしょうか。図4-17～図4-19に週当たりの時間数の分布を示す。

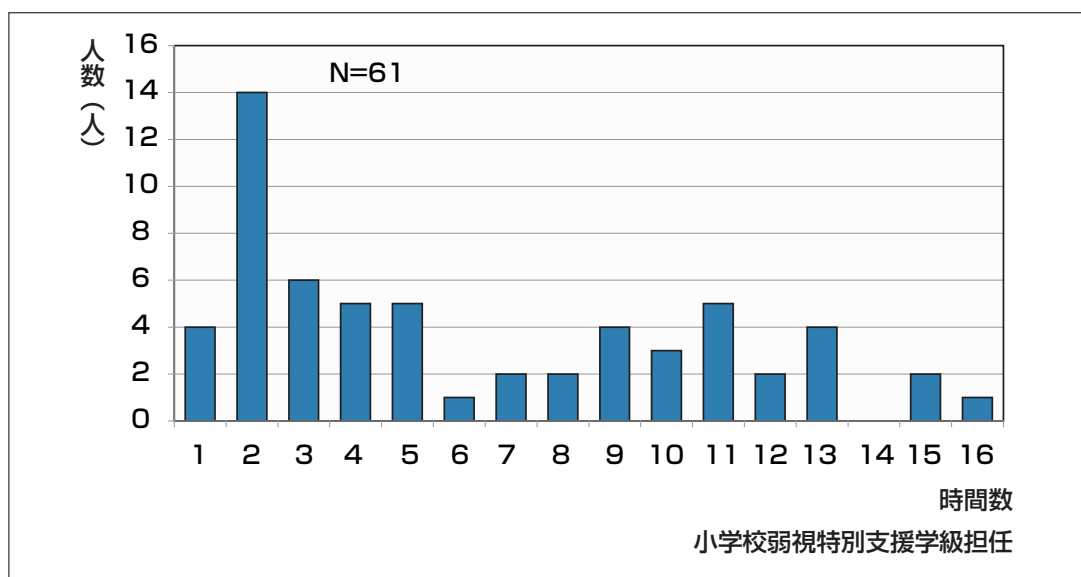


図4-17 弱視以外に対する指導・支援の週当たりの時間数の分布

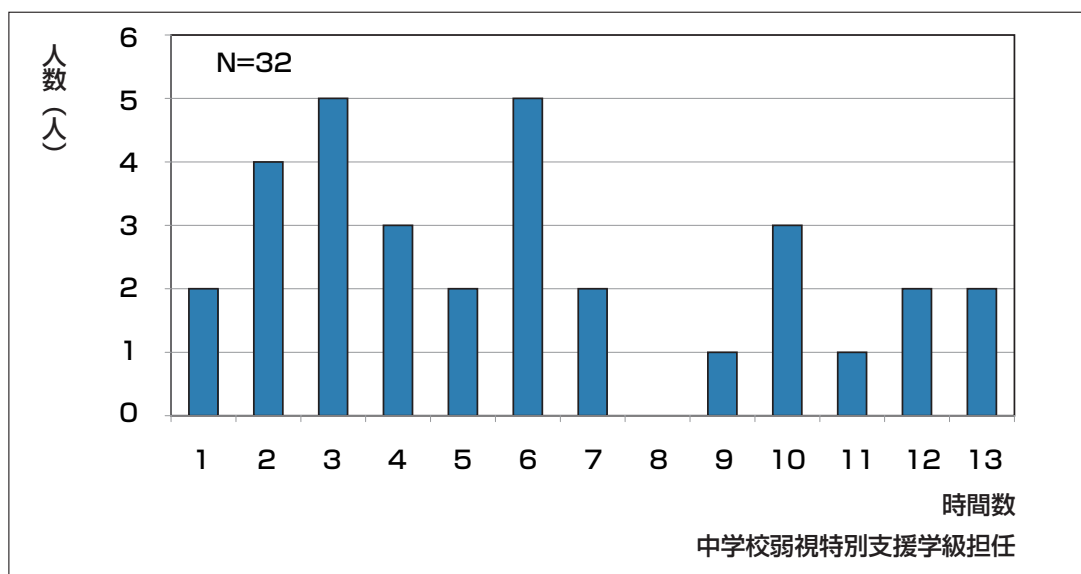


図4-18 弱視以外に対する指導・支援の週当たりの時間数の分布

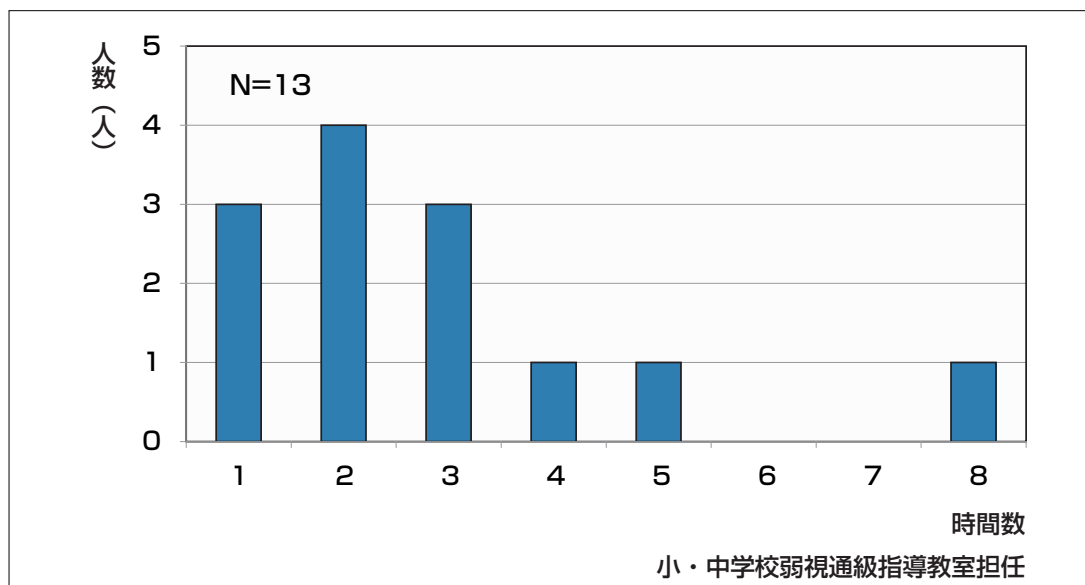


図4-19 弱視以外に対する指導・支援の週当たりの時間数の分布

小学校弱視特別支援学級担任は、週当たり2時間程度が多く、その前後に集中している。中学校弱視特別支援学級担任は、週当たり2時間～6時間程度のところに、また小・中学校弱視通級指導教室担任については、週当たり1時間～3時間程度のところに集中している。

次にこれら弱視以外の児童生徒の指導・支援の形態について見てみる。表4-1に示したのは通常学級での形態別指導・支援の状況である（複数回答）。

小学校弱視特別支援学級担任178名中、通常学級に指導・支援を行っている者は45名、そのうち、個別指導、チームティーチング（以下TT）でのサブ役、自分がメインとなって授業を行っている者が13人～19人と平均的に分かれている。その他のところでは、「要請があれば随時」や「弱視学級在籍児が欠席した時等に補欠要員として入る」、「相談室待機」等の回答が多かった。

中学校弱視特別支援学級担任59名中、通常学級に指導・支援を行っている者は28名、そのうち、メインで授業を行っている者が23人と多かった。これは前述した通り、中学校は教科担任制であるので、自分の専門教科の授業を受け持っている場合が多いのではないだろうか。

表4-1 通常学級での形態別指導・支援の状況（人数）

形態 \ 学級等	小弱学	中弱学	小中通級
個別	13	1	5
TT（サブ）	18	4	4
メイン	19	23	1
その他	7	2	6

・小弱学 → 178名中通常支援45名
 ・中弱学 → 59名中通常支援28名
 ・小中通級 → 22名中通常支援13名

表4-2 他の特学での形態別指導・支援の状況（人数）

形態 \ 学級等	小弱学	中弱学	小中通級
個別	10	6	0
TT（サブ）	17	5	0
メイン	6	5	0
その他	1	0	0

・小弱学 → 178名中他の特学支援27名
 ・中弱学 → 59名中他の特学支援12名
 ・小中通級 → 22名中他の特学支援 0名

小・中学校弱視通級指導教室担任22名中、通常学級に指導・支援を行っている者は13名、メインで授業を持っている者は少なく、個別指導やTTでの指導を行っている者が多い傾向にある。またその他としては、「教室にいられない児童への個別対応」や「クラブ・委員会活動」という回答が多かった。

表4-2に示したのは、他の特別支援学級へ指導・支援に行っている先生方の形態別の表である。

小学校弱視特別支援学級担任178名中、他の特別支援学級へ指導・支援に行っている人数は27名であり、TTや個別指導を行っている者が多い。

中学校弱視特別支援学級担任59名中、他の特別支援学級へ指導・支援に行っている人数は12名、その指導形態は、個別指導、TT、メインと平均的に分かれている。

小・中学校弱視通級指導教室担任については他の特別支援学級へ指導・支援に行っている者はいなかった。

なお、この「通常学級や他の特別支援学級への指導・支援の有無」という調査項目で、特に「有り」とは回答しなかったものの、小学校、中学校弱視特別支援学級担当者の多くが、「その他」に記述していたこととして、「担当児童生徒の交流授業で一緒に通常学級へ入った時など、その担当児童生徒のみの指導・支援ではなく、他の児童生徒の指導・支援も行っている」ということであった。

4. 弱視特別支援学級担任の他校在籍児童生徒への支援の状況

表4-3は、小学校、中学校弱視特別支援学級担任の他校在籍児童生徒への支援状況を表したものである。

弱視特別支援学級担任 が、他校在籍児童生徒への 支援を行っていると回答し たのは、小学校で1件で	表4-3 他校在籍児童生徒への指導・支援の有無の比較	
	小学校弱視特別支援学級担任	中学校弱視特別支援学級担任
無し	177	59
有り	1（訪問指導週1h）	0

あった。指導形態は訪問で、週1時間程度であった。小学校、中学校ともに、他校在籍児童生徒への支援はほとんど行っていないということが分かった。

本来ならば、現在、他校在籍児童生徒への支援は、弱視特別支援学級担任の役割ではない。地域に弱視通級指導教室があればそこが担当したり、あるいは、地域の盲学校がセンター的機能を發揮して支援を行っていく。しかしながら、この調査項目を設定した意図としては、弱視特別支援学級が、今後、「特別支援教室」構想（「特別支援教育を推進するための制度の在り方について（答申）」参照）も含めて、地域の視覚障害教育の一つのリソースとしての役割を担っていく可能性もあるのではないか、役割がかわっていくのではないかとすることを視野に入れて、現状を把握しておきたかったのである。

第5章 総 合 考 察

1. 弱視特別支援学級及び弱視通級指導教室の設置状況について

(1) 各都道府県における設置状況

平成19年10月現在、弱視学級等の都道府県別設置状況は第2章の表2-3に示したとおりである。これを見ると、各都道府県の設置状況は3つに大別されることが分かる。1つは最も平均的なパターンで県下に数学級から10学級程度設置している場合、2つめは宮城、神奈川、大阪、奈良など、十数学級以上設置している場合、そして、3つめは弱視学級等を設置していない場合である。

47都道府県の中で弱視学級等を設置していないのは9県となっている。この数字を多いと見るか少ないと見るかは、当該県の教育行政施策等の違いがあることから一概には判断できない。当然のことながら、特別支援学級等を設置していないこれらの県においては、特別支援学校（盲学校）が、いわゆるセンター的機能を発揮して県下の小・中学校等に在籍している視覚に障害のある児童生徒等の支援を行っている現状がある。しかし、特別支援学校が体制整備を行い外部支援担当として十分に人的資源を確保できているのか、あるいは財政的な裏付けがされているか等の状況から判断すると、支援が必要な児童生徒等に十分に対応が行えていない場合があることも推測される。今後、特別支援教育の進展に伴い懸案となっている特別支援教室が全国の小・中学校の全てに設置されること等を考えると、その準備段階として弱視学級等が47都道府県の全てに設置されていることが望ましいと考える。何となれば、特別支援教室は人的資源とその機能において現行制度、つまり特別支援学級及び通級指導教室がその基盤となって制度化されることが予想されるからである。また、特別支援教育の理念が障害のある児童生徒一人一人の教育的ニーズに適切に対応することに他ならないことを考えれば、一層、視覚に障害のある児童生徒等への対応の充実が望まれる。

(2) 特別支援学級と通級指導教室の設置校の推移と設置比率

弱視学級等の設置校の推移は第2章の図2-1に示した通りである。これを見ると、特別支援学級については小・中学校ともに年々増加傾向にあることが分かる。先にも述べたように、この傾向が大きく変化することはないと予想され、少子化等の影響から全児童生徒数が減少傾向にあることを考えると、望ましい状況と言える。

次に、小・中学校における弱視学級等の設置比率について考えてみたい。同様に図2-1に示したように、特別支援学級と通級指導教室がともに小学校における設置数が多いことが分かる。このことは、小学校の弱視学級等において自立活動の指導や教科の指導等を行ったことにより、基礎的な力が身につく、中学校においては弱視学級等で学ぶ必要がなくなったと解釈することができるが、同時に、中学校における教科担任制が弱視学級等における十分な指導を困難にしているために、結果として小学校に比して設置校数が少なくなっているとも考えられる。つまり、小学校においては学級担任がほぼ全ての教科の指導を行うことができることから、弱視学級等で学ぶ児童の実態や必要な支援の内容を把握しやすい状況があるが、中学校においては教科担任制をとっていることから、弱視学級等の担当者が実際に教科等の指導に関わることが必然的に少なくなってしまうのである。その結果、弱視学級等に通う生徒の実態や必要な支援が十分に把握することが困難となっている現状があると考えられる。実際に学校訪問をさせていただいた中学校の

弱視学級等の担当者から、当該生徒に対する指導について校内での共通理解を図ることが難しいというお話を伺ったことがある。

このような状況を考えると、今後は、特に中学校において弱視学級等の担当者が特別支援教育コーディネーター等と連携を図りながら、各教科担当者に当該生徒の指導に関わる共通理解を十分に図り、適切な指導を行っていく体制作りが一層必要であると考ええる。

2. 弱視特別支援学級における指導の充実に向けて

(1) 弱視特別支援学級担当者の指導の専門性について

第3章で述べたように、今回の調査から新たな調査項目として各児童生徒の最小可読視標（最大視認力）を加えることとした。最小可読視標を検査することにより、一人一人の児童生徒の実態に即した見え方を把握することができ、それが適切な指導・支援につながることは前述した通りであるが、図3-4に示したように「未測定・不明」の割合が非常に高いという結果であった。このことは、第4章で示した弱視学級等担当者の視覚障害教育経験年数と非常に関連が深いと考えられる。つまり、弱視学級等担当者が視覚障害教育の指導の専門性を十分に身につけることができない状況があり、日常的な指導等に苦慮している状況がうかがえるからである。

視覚障害教育の指導の専門性を身につけることに関しては、盲学校教諭免許状を取得することが挙げられるが、現在、我が国において盲学校教諭免許状（一種）の課程認定を有する大学は表5-1に示すとおり、わずか6大学となっている。

表5-1 盲学校教諭免許状（一種）の教育課程を有する大学一覧

区分	国公私	都道府県名	大学名	学部等名
通学	国立	宮城県	宮城教育大学	教育学部
		茨城県	筑波大学	教育研究科
				第二学群
		新潟県	上越教育大学	学校教育研究科
		大阪府	大阪教育大学	教育学部第一部
		広島県	広島大学	教育学部
		福岡県	福岡教育大学	教育学部

（平成18年度 特別支援教育資料より）

つまり、根本的に小・中学校等の教員で盲学校教諭免許状を取得している者の数は非常に少ないことから、弱視学級等においてもその免許保有率は高くないことが予想される。しかし、視覚障害教育の指導の専門性については、免許保有率の低さだけを課題と捉えることはできない。なぜなら、特別支援学校（視覚障害）においてもそれほど状況は変わらないからである。むしろ、弱視学級等において視覚障害教育の指導の専門性を身につけることが困難な状況になっている要因は、いわゆる指導担当者1名に在籍児童生徒1名という、いわゆる一人学級の割合が非常に高いことであると考ええる。

表5-2は平成19年度に設置されている全ての弱視特別支援学級における一人学級数とその割合である。

表5-2 弱視特別支援学級における一人学級数とその割合

	全学級数	一人学級数	割合（％）
小学校弱視特別支援学級	178	154	86.5
中学校弱視特別支援学級	57	53	93.0

これを見ると、小学校では約87％が、また、中学校にいたっては93％がいわゆるマンツーマンで指導を受けていることになる。このことは児童生徒の立場に立てば非常に手厚く指導が行われているということになるが、指導担当者側からすると担当する児童生徒の指導等に関し、校内に相談等を行ったり視覚障害教育についての助言を求めることのできる同僚がいない可能性が高いということを意味している。また、前述したように各都道府県に設置されている弱視特別支援学級は、その多くが県下に数校から多くても10校程度であることから、他校の弱視特別支援学級担当者と連携を図ることもできにくい状況と言える。

これが盲学校であれば、仮に盲学校教諭免許状を有していなくても、あるいは視覚障害教育の経験年数が少なくても、周りの経験豊富な同僚に相談したり、助言を求めたりすることができるのである。盲学校と特別支援学級とではこの点が最も異なっていると言うことができる。このようなことから、視覚障害教育の指導の専門性を身につけるという点において、多くの弱視特別支援学級担当者が置かれている状況は非常に厳しいと言える。

（2）特別支援学校（盲学校）等との連携の必要性

上述したとおり、多くの特別支援学級担当者が視覚障害教育に関わる指導に苦慮している状況を考えると、その指導の専門性を担保するための具体的な取組を行っていかねばならない。このことについては、特別支援学校（盲学校）との連携を図っていくことが不可欠であると考えられる。学校教育法等が改正され、特別支援学校においては、そのセンター的機能を発揮して地域の障害のある児童生徒等に対して必要な支援を行っていくことが一層求められている。このセンター的機能には、小・中学校等の教員支援、研修支援等も含まれている。そこで、この研修支援について具体的な提案をしてみたい。

まず、次年度の弱視特別支援学級の開設が決まった段階で、可能であればその担当者も前年度に決めておくことである。そうすることにより、担当者が事前に視覚障害教育に関して自己研修を行う猶予が与えられることになる。また、新年度になって初めて弱視特別支援学級の担当となることを告げられるのとは違って、精神的にも落ち着いて対応することができるという利点もある。そして、長期休業等を利用して特別支援学校（盲学校）において指導の実際等について学ぶ機会を持つことである。もし、レスパイト機能として寄宿舎を使用できる場合には1週間等、ある程度まとまった期間を研修に充てることも可能である。入級予定の児童生徒の障害の状態等が事前に把握できる場合には、教材作成や指導上の配慮点など、より実態に即した研修が可能となる。また、新年度になり弱視特別支援学級において実際に指導が始まった場合には、既に盲学校とはある程度のつながりができていることから、指導上の課題等へもよりスムーズに対応が可能となる。このようなつながりは特別支援学校（盲学校）にとっても非常に有意義なものとなるはずである。なぜならば、現在の特別支援学校（盲学校）にあっては、児童生徒の障害の重度化・多様化により、いわゆる準ずる教育課程で学ぶ児童生徒の割合が減少しており、文字指導や視覚補助具の指導など、弱視教育の基本的な指導に関わる内容を指導する機会も減少しているからである。したがって、特別支援学校（盲学校）においても、弱視特別支援学級との連携を深めるこ

とによって、視覚障害教育の指導の専門性を維持し、継承していくことが可能となるのである。

(3) 弱視児童生徒の教育に対する管理職の理解

上述したような提案が実現可能か否かは、偏に学校長を始めとして学校運営を司る管理職が視覚に障害のある児童生徒に対する教育をどのように捉え、どのように対処しようとしているかという姿勢にかかっていると言える。

平成17年度に実施された文部科学省特別支援教育課による実態調査によると、通級指導教室を含め全国の小・中学校に在籍する視覚に障害のある児童生徒数は1,739人であった。これに特別支援学校（盲学校）の在籍者数、また、弱視特別支援学級の在籍者数、あるいは盲学校以外の特別支援学校に在籍する視覚に障害のある児童生徒数を併せても、全児童生徒数に占める割合は0.02%～0.03%程度であると推定される。つまり、1万人の児童生徒の中に3人いるかいないかという程度である。したがって、その存在についてはあまり知られておらず、どのような教育的な対応をしなければならないかについては、一層理解されていないのが現状である。通常の学級に約6.3%の割合で在籍していると言われている発達障害等のある児童生徒への適切な対応が求められている中、ごく少数派である視覚に障害のある児童生徒への対応も同じように行われなければならないのは当然のことである。この点に関して、特に、学校長の一層の理解を求めるとともに、弱視特別支援学級の担当者の指名等に当たっては適切な対応がなされることを切に願うばかりである。

また、上述したように、弱視学級等担当者が視覚障害教育の指導の専門性を身につけることが容易ではない状況にあることを踏まえ、国立特別支援教育総合研究所が実施する専門研修（視覚障害教育コース）へ派遣すること、あるいは各都道府県が実施する免許法認定講習等への参加を促すなど、研修の機会を保障することも是非、念頭に置いていただきたい。

(4) 交流及び共同学習の一層の充実と卒業生の縦断的追跡調査の必要性

平成16年6月に障害者基本法が改正され、その第14条（教育）の3に、「国及び地方公共団体は、障害のある児童及び生徒と障害のない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによって、その相互理解を促進しなければならない。」の一項が加えられた。また、国連において障害者の権利条約が基本合意され、現在、批准の手続きが進められていることから、世界的な潮流としてインクルーシブ教育を推進することが求められている。

第3章で述べたように、今回の調査により弱視特別支援学級に在籍している児童生徒もその多くが40%～60%という比較的高い割合で交流及び共同学習を行っていることが明らかとなった。この事実は、児童生徒の障害の状態や特性等に応じて適切に指導が行われていることを示していると言える。しかし、一方では交流及び共同学習の実施時数が0%に留まっていたり、全授業時間の100%を交流及び共同学習に充てているという場合があることも事実である。特に個別指導を1時間も行っていないという事実は、今後の学校生活や社会生活に必要な知識・技能を身につけるための自立活動に関する指導を行っていないということを意味しており、今後は適切な対応が望まれるところである。

また、交流及び共同学習を含めて、弱視特別支援学級等における指導が在籍している児童生徒にとってどのように有益であったかについて、卒業生の追跡調査等を行うことによって縦断的に検証していくことも必要であると考ええる。個別の教育支援計画に基づいた適切な指導・支援、あるいは一生涯を通じた支援という視点からもこの点に関する検証を行うことが大切である。

3. 特別支援教育の推進に向けた弱視学級等担当者の果たすべき役割

今回の調査では、弱視学級等担当者の校務分掌、あるいは担当する弱視学級等以外の児童生徒への支援の状況等についてもその実態を把握することとした。このような情報を収集したのは、今後、弱視学級等の担当者、つまり弱視教育に携わる教師がその指導のノウハウを活かして、弱視児童生徒はもとより通常の学級に在籍している発達障害等のある児童生徒の指導・支援にも積極的に携わっていくことが期待されているからである。

発達障害等のある児童生徒の中には、書字障害あるいは読字障害などの困難を抱えているいわゆる学習障害のある児童生徒もいる。このような困難を抱える児童生徒に対する指導については、見せようとする対象を大きくはっきりと提示する、複雑に構成されているものを単純化して示すといった指導の工夫、あるいは教室環境を整備すること、マス目や罫線を工夫したノートや使いやすい学用品等を準備するといった弱視教育における指導方法が有効であると考えられている。

今後、特別支援教室が制度化された場合には、従前のように障害種ごとに指導を行うということではなく、障害の別に関わらず一人一人の児童生徒のニーズに応じた指導・支援を行うことが必要となってくる。前述したように、特別支援教室制度への移行にあたっては現行の特別支援学級等がその基盤となると考えられることから、弱視児童生徒の指導を担っている特別支援学級等担当者の意識の持ち方や使命感といったものが非常に大切になると考える。つまり、現在、弱視教育に携わっている特別支援学級等担当者には、積極的に視覚障害教育の指導の専門性を身に付けるために研修と修養に励んでもらい、自らその牽引者となって障害のある児童生徒の指導にあたってもらうことを期待してやまない。

＜引用・参考文献＞

- 1) ウィキペディア（フリー百科事典）：<http://ja.wikipedia.org/wiki/>
- 2) 特別支援教育を推進するための制度の在り方について（答申）：中央教育審議会，2005.12
- 3) 大内 進・千田耕基・田中良広・澤田真弓・金子 健・渡辺哲也・新井千賀子：全国小・中学校弱視特殊学級及び弱視通級指導教室実態調査（平成16年度）、独立行政法人国立特殊教育総合研究所課題別研究成果報告書、2004.
- 4) 柿澤敏文：全国盲学校及び小・中学校弱視学級児童生徒の視覚障害原因等に関する調査研究－2005年調査－、筑波大学心身障害学系、2006.
- 5) 池尻和良：小・中学校の通常の学級に在籍する弱視児童生徒に係る調査について、弱視教育第43巻第3号、2005.
- 6) 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課、特別支援教育資料（平成18年度）、2007.
- 7) 内閣府共生社会生活統括官：<http://www8.cao.go.jp/souki/sitemap.html#shougai>

資 料 1

○平成19年度全国小・中学校弱視特別支援学級及び弱視 通級指導教室設置校一覧

平成19年度全国小・中学校弱視特別支援学級および弱視通級指導教室設置校一覧

小学校(弱視特別支援学級)

No.	学 校 名	〒	住 所	電 話	ファックス	開設年度
1	北海道 旭川市立愛宕東小学校	〒078-8237	北海道旭川市豊岡7条9丁目1-3	0166-32-2311	0166-32-2292	平成18
2	北海道 旭川市立千代田小学校	〒078-8348	北海道旭川市東光8条3丁目	0166-31-0967	0166-31-0973	平成18
3	北海道 音更町立木野東小学校	〒080-0112	北海道河東郡音更町木野東通5丁目6	0155-31-1628	0155-31-1629	平成19
4	北海道 下川町立下川小学校	〒098-1205	北海道上川郡下川町西町40	01655-4-2023	01655-4-2009	平成19
5	北海道 岩見沢市立栗沢小学校	〒068-0132	北海道岩見沢市栗沢町南幸穂66	0126-45-2786	0126-45-2786	平成18
6	北海道 釧路市立新陽小学校	〒084-0904	北海道釧路市新富士町4丁目6-8	0154-51-5211	0154-51-5212	平成18
7	北海道 釧路市立青葉小学校	〒085-0047	北海道釧路市新川町3-7	0154-23-2546	0154-23-2547	平成19
8	北海道 恵庭市立島松小学校	〒061-1362	北海道恵庭市中島松418	0123-36-8967	0123-36-8484	平成17
9	北海道 根室市立北斗小学校	〒087-0043	北海道根室市北斗町3丁目5	0153-24-2171	0153-24-2172	平成19
10	北海道 当別町立西当別小学校	〒061-3776	北海道石狩郡当別町太美町1481	0133-26-2170	0133-26-2813	平成15
11	北海道 函館市立中部小学校	〒040-0032	北海道函館市新川町30-26	0138-22-2503	0138-26-9212	平成14
12	北海道 浜頓別町立浜頓別小学校	〒098-5741	北海道枝幸郡浜頓別町旭ヶ丘3-15	01634-2-2039	01634-2-2073	平成18
13	北海道 北広島市立若葉小学校	〒061-1142	北海道北広島市若葉町3丁目12	011-373-5665	011-373-6450	平成16
14	北海道 名寄市立豊西小学校	〒096-0025	北海道名寄市西十五条南4丁目	01654-3-4573	01654-3-3773	平成19
15	青森 弘前市立堀越小学校	〒036-8111	青森県弘前市門外一丁目3-3	0172-27-4869	0172-27-4869	平成17
16	岩手 花巻市立小山田小学校	〒028-0102	岩手県花巻市東和町北川目3-102	0198-42-4216	0198-42-4153	平成18
17	岩手 盛岡市立仁王小学校	〒020-0015	岩手県盛岡市本町通2-18-1	019-623-4214	019-623-4216	平成13
18	宮城 塩釜市立玉川小学校	〒985-0042	宮城県塩釜市玉川2-9-1	022-364-9441	022-364-9451	平成15
19	宮城 気仙沼市立新城小学校	〒988-0823	宮城県気仙沼市茗荷沢239-8	0226-22-6696	0226-22-6696	平成18
20	宮城 七ヶ浜町立汐見小学校	〒985-0821	宮城県宮城郡七ヶ浜町汐見台3-1-3	022-357-5151	022-357-5711	平成19
21	宮城 柴田町立東船岡小学校	〒989-1611	宮城県柴田郡柴田町大字上名生下中川93-1	0224-55-1811	0224-55-2515	平成18

22	宮城	仙台市立芦口小学校	〒982-0824	宮城県仙台市太白区芦の口1-1	022-246-0858	022-246-1139	平成19
23	宮城	仙台市立栗生小学校	〒989-3125	宮城県仙台市青葉区下愛子字沢尻6-1	022-392-9324	022-392-9348	平成16
24	宮城	仙台市立古城小学校	〒984-0825	宮城県仙台市若林区古城2-1-1	022-285-4151	022-294-1403	平成14
25	宮城	仙台市立寺岡小学校	〒981-3204	宮城県仙台市泉区寺岡2-14-1	022-378-7577	022-377-8402	平成15
26	宮城	仙台市立将監西小学校	〒981-3132	宮城県仙台市泉区将監10-29-1	022-373-1287	022-373-2013	平成15
27	宮城	仙台市立大野田小学校	〒982-0014	宮城県仙台市太白区大野田字六反田10-5	022-247-6654	022-304-1409	平成17
28	宮城	仙台市立東六番丁小学校	〒980-0004	宮城県仙台市青葉区宮町1-2-1	022-222-4216	022-714-8609	平成19
29	宮城	仙台市立立町小学校	〒980-0822	宮城県仙台市青葉区立町8-1	022-222-4078	022-223-3957	平成19
30	宮城	大崎市立三本木小学校	〒989-6321	宮城県大崎市三本木三本木字天王沢19	0229-52-2019	0229-53-2827	平成15
31	宮城	大崎市立西古川小学校	〒989-6213	宮城県大崎市保柳字氏子114-1	0229-26-2329	0229-26-3090	平成17
32	宮城	登米市立豊里小学校	〒987-0357	宮城県登米市豊里町蕪木90-1	0225-76-2031	0225-76-2032	平成15
33	宮城	白石市立白石第一小学校	〒989-0259	宮城県白石市字半沢屋敷前2-2	0224-25-3259	0224-24-2686	平成17
34	宮城	利府町立青山小学校	〒981-0131	宮城県宮城郡利府町青山3-45-1	022-356-9451	022-356-9994	平成16
35	宮城	亘理町立逢隅小学校	〒989-2383	宮城県亘理郡渡里町逢隅田沢字鈴木堀93-1	0223-34-1553	0223-34-8825	平成17
36	秋田	横手市立増田小学校	〒019-0701	秋田県横手市増田町増田字土肥館141	0182-45-2014	0182-45-4090	平成14
37	秋田	鹿角市立大湯小学校	〒018-5421	秋田県鹿角市十和田大湯字権現堂15-1	0186-37-2040	0186-37-2090	平成17
38	秋田	大館市立上川沿小学校	〒017-0837	秋田県大館市鉦釣字前田75	0186-49-6155	0186-49-6621	平成19
39	秋田	大館市立東館小学校	〒018-5721	秋田県大館市比内町独鉦字独鉦90-1	0186-56-2121	0186-56-2070	平成17
40	秋田	大仙市立大曲小学校	〒014-0053	秋田県大仙市大曲花園町4-88	0187-63-1018	0187-63-1019	平成19
41	秋田	大仙市立豊川小学校	〒014-0711	秋田県大仙市豊川字下水無47	0187-57-2324	0187-57-2314	平成18
42	秋田	湯沢市立三関小学校	〒012-0862	秋田県湯沢市関口字堀量68	0183-73-2926	0183-73-8800	平成16
43	福島	いわき市立湯本第二小学校	〒972-8321	福島県いわき市常磐湯本町日渡17	0246-43-2073	0246-43-2140	平成15
44	栃木	足利市立南小学校	〒326-0831	栃木県足利市堀込町2719	0284-72-2679	0284-72-3242	平成16
45	群馬	前橋市立中央小学校	〒371-0024	群馬県前橋市表町1-22-33	027-221-4612	027-221-4767	平成19
46	埼玉	さいたま市立仲本小学校	〒330-0052	埼玉県さいたま市浦和区太2-12-31	048-882-3008	048-811-1331	昭和51
47	埼玉	越谷市立鷺後小学校	〒343-0022	埼玉県越谷市東大沢2-1-1	048-977-3454	048-977-3453	平成15

48	埼玉	滑川町立宮前小学校	〒355-0811	埼玉県比企郡滑川町羽尾4857-1	0493-56-2204	0493-56-2065	平成17
49	埼玉	所沢市立美原小学校	〒359-0042	埼玉県所沢市並木5-1	042-995-5123	042-995-5124	平成7
50	埼玉	草加市立瀬崎小学校	〒340-0022	埼玉県草加市瀬崎241	048-924-9656	048-924-9657	平成16
51	千葉	松戸市立中部小学校	〒271-0092	千葉県松戸市松戸2062	047-363-4191	047-363-4803	昭和55
52	神奈川	伊勢原市立竹園小学校	〒259-1135	神奈川県伊勢原市岡崎6611-1	0463-93-4718	0463-91-9477	平成15
53	神奈川	横浜市立希望ヶ丘小学校	〒241-0825	神奈川県横浜市中区希望ヶ丘124	045-391-0117	045-391-0118	平成17
54	神奈川	横浜市立笹野台小学校	〒241-0816	神奈川県横浜市中区笹野台4-48-1	045-362-0450	045-362-0401	平成19
55	神奈川	横浜市立神奈川小学校	〒221-0044	神奈川県横浜市中区東神奈川2-35-1	045-441-5656	045-441-9895	昭和46
56	神奈川	横浜市立西寺尾第二小学校	〒221-0001	神奈川県横浜市中区西寺尾2-15-1	045-421-4124	045-431-0326	平成16
57	神奈川	横浜市立川井井小学校	〒241-0804	神奈川県横浜市中区川井宿町32-2	045-953-0005	045-951-1269	平成18
58	神奈川	横浜市立東中田小学校	〒245-0013	神奈川県横浜市中区東4-43-1	045-802-0500	045-801-4089	平成16
59	神奈川	横浜市立北綱島小学校	〒223-0053	神奈川県横浜市港北区綱島西5-14-40	045-542-1638	045-542-4409	平成15
60	神奈川	横浜市立本郷小学校	〒247-0015	神奈川県横浜市中区中野町16-1	045-891-6813	045-893-4598	平成15
61	神奈川	横浜市立本牧南小学校	〒231-0822	神奈川県横浜市中区本牧元町44-1	045-622-5721	045-622-8398	平成17
62	神奈川	川崎市立下沼部小学校	〒211-0011	神奈川県川崎市中区下沼部1955	044-411-2933	044-411-9597	昭和49
63	神奈川	川崎市立久本小学校	〒213-0011	神奈川県川崎市高津区久本3-11-3	044-822-9331	044-822-1674	平成16
64	神奈川	川崎市立桜本小学校	〒210-0833	神奈川県川崎市川崎区桜本1-9-15	044-266-4601		平成19
65	神奈川	川崎市立三田小学校	〒214-0034	神奈川県川崎市多摩区三田3-6-4	044-900-1986		平成19
66	神奈川	川崎市立上丸子小学校	〒211-0001	神奈川県川崎市中原区上丸子八幡町815	044-411-2221		平成18
67	神奈川	川崎市立西丸子小学校	〒211-0062	神奈川県川崎市中原区小杉陣屋町2丁目19-1	044-733-4413		平成18
68	神奈川	川崎市立西野川小学校	〒216-0001	神奈川県川崎市宮前区野川3142-2	044-766-3877		平成19
69	神奈川	川崎市立大戸小学校	〒211-0041	神奈川県川崎市中原区下小田中1-4-1	044-766-4509	044-799-9309	平成16
70	神奈川	川崎市立東桜本小学校	〒210-0832	神奈川県川崎市川崎区池上新町1-1-3	044-266-2268	044-287-4065	平成16
71	神奈川	川崎市立南百合丘小学校	〒215-0017	神奈川県川崎市麻生区王禅寺西1-26-1	044-966-6376		平成19
72	神奈川	相模原市立南大野小学校	〒228-0802	神奈川県相模原市上鶴間1-5-1	042-742-2674	042-741-7998	平成14
73	新潟	五泉市立川内小学校	〒959-1711	新潟県五泉市川内197	0250-55-6201	0250-55-6205	平成18

74	新潟	上越市立春日小学校	〒943-0802	新潟県上越市大豆1-13-11	025-523-3859	025-523-3877	平成17
75	新潟	新潟市立万代長嶺小学校	〒950-0082	新潟県新潟市中央区東万代町4-1	025-245-4488	025-245-4489	平成16
76	新潟	長岡市立日越小学校	〒940-2031	新潟県長岡市宝地町197-1	0258-27-0441	0258-27-0716	平成15
77	山梨	甲府市立大里小学校	〒400-0053	山梨県甲府市大里3785-2	055-241-2605	055-241-6979	平成16
78	山梨	山梨市立後屋敷小学校	〒405-0011	山梨県山梨市三ヶ所877	0553-22-0079	0553-22-9924	平成15
79	山梨	上野原市立島田小学校	〒409-0114	山梨県上野原市鶴島2024	0554-62-3105	0554-63-5864	平成15
80	山梨	南アルプス市立南湖小学校	〒400-0411	山梨県南アルプス市西南湖3024-1	055-284-0140	055-284-5789	平成18
81	山梨	富士吉田市立富士小学校	〒403-0001	山梨県富士吉田市上暮地1丁目22-1	0555-22-3544	0555-22-3570	平成18
82	長野	飯田市立追手町小学校	〒395-0034	長野県飯田市追手町2丁目673-1	0265-22-5112	0265-53-5312	平成18
83	岐阜	多治見市立滝呂小学校	〒507-0813	岐阜県多治見市滝呂町12-186-4	0572-22-0657	0572-21-2115	平成19
84	静岡	掛川市立西山口小学校	〒436-0085	静岡県掛川市成滝145	0537-22-6629	0537-22-7823	平成17
85	静岡	御前崎市立第一小学校	〒437-1612	静岡県御前崎市池新田1520	0537-86-2052	0537-86-2672	平成15
86	静岡	沼津市立千本小学校	〒410-0867	静岡県沼津市千本1910-19	055-962-0356	055-962-5408	平成18
87	静岡	静岡市立伝馬町小学校	〒420-0858	静岡県静岡市葵区伝馬町14番地の2	054-254-9185	054-255-9131	平成16
88	静岡	島田市立島田第一小学校	〒427-0038	静岡県島田市稲荷2-19-1	0547-35-5211	0547-35-5216	平成15
89	静岡	浜松市立北小学校	〒430-0941	静岡県浜松市中区山下町188	053-473-2144	053-473-2128	平成18
90	愛知	愛西市立開治小学校	〒496-8033	愛知県愛西市鵜多須町中道248	0567-37-0654	0567-37-2335	平成15
91	愛知	一宮市立大和南小学校	〒491-0927	愛知県一宮市大和町戸塚連田1-2	0586-28-8730	0586-44-8962	平成16
92	愛知	刈谷市立富士松東小学校	〒448-0007	愛知県刈谷市東境町堀池71	0566-36-2818	0566-36-9648	平成19
93	愛知	名古屋市立新明小学校	〒450-0002	愛知県名古屋市中村区名駅3-17-14	052-565-1155	052-561-2193	昭和49
94	愛知	名古屋市立徳重小学校	〒458-0815	愛知県名古屋市区緑区徳重2-801	052-877-3885	052-877-0144	平成19
95	滋賀	愛荘町立愛知川小学校	〒529-1315	滋賀県愛知郡愛荘町沓掛480	0749-42-2037	0749-42-2421	平成19
96	滋賀	高島市立新旭南小学校	〒520-1522	滋賀県高島市新旭町新庄853	0740-25-2009	0740-25-2090	平成17
97	滋賀	草津市立常盤小学校	〒525-0006	滋賀県草津市志那中町119	077-568-0002	077-568-3956	平成18
98	滋賀	草津市立矢倉小学校	〒525-0053	滋賀県草津市矢倉2丁目5-50	077-564-4388	077-566-1197	平成14
99	滋賀	大津市立富士見小学校	〒520-0846	滋賀県大津市富士見台42-16	077-534-1450	077-534-7746	平成14

100	滋賀	長浜市立長浜小学校	〒526-0037	滋賀県長浜市高田町9-9	0749-62-0070	0749-63-9925	平成18
101	滋賀	東近江市立湖東第一小学校	〒527-0115	滋賀県東近江市下里町21	0749-45-1004	0749-45-2635	平成18
102	滋賀	彦根市立城南南小学校	〒522-0054	滋賀県彦根市西今町380	0749-22-4518	0749-26-9183	平成14
103	滋賀	野洲市立野洲小学校	〒520-2331	滋賀県野洲市小篠原1147	077-587-0062	077-587-2702	平成18
104	滋賀	余呉町立余呉小学校	〒529-0515	滋賀県伊香郡余呉町中之郷777	0749-86-2300	0749-86-2016	平成17
105	京都	宇治市立南小倉小学校	〒611-0042	京都府宇治市小倉町南浦40-1	0774-39-9131	0774-39-9132	平成18
106	京都	長岡京市立長岡第八小学校	〒617-0836	京都府長岡京市勝竜寺29-1	075-952-4400	075-951-5295	平成16
107	京都	与謝野町立岩滝小学校	〒629-2262	京都府与謝郡岩滝町岩滝443	0772-46-2025	0772-46-2853	平成19
108	大阪	熊取町立北小学校	〒590-0422	大阪府泉南郡熊取町希望が丘4-14-1	072-453-4151	072-453-4152	平成19
109	大阪	大阪市立香簗小学校	〒555-0012	大阪府大阪市西淀川区御幣島6-5-25	06-6474-5210		平成19
110	大阪	大阪市立松之宮小学校	〒557-0032	大阪府大阪市西成区旭3-5-39	06-6568-6381		平成17
111	大阪	大阪市立中本小学校	〒537-0022	大阪府大阪市東成区中本4-2-32	06-6981-1300		平成17
112	大阪	大阪市立鶴見南小学校	〒538-0053	大阪府大阪市鶴見区鶴見2-17-22	06-6912-7946		平成18
113	大阪	大阪市立本田小学校	〒550-0021	大阪府大阪市西区川口1-5-19	06-6581-7974		昭和41
114	大阪	八尾市立安中小学校	〒581-0086	大阪府八尾市陽光園2-7-33	072-922-2913	072-992-1974	平成18
115	大阪	枚方市立さだ西小学校	〒573-0065	大阪府枚方市出口6-20-1	050-7102-9104	072-832-8222	平成17
116	兵庫	伊丹市立神津小学校	〒664-0842	兵庫県伊丹市森本1-8-1	072-782-2021	072-783-6139	平成15
117	兵庫	伊丹市立天神川小学校	〒664-0008	兵庫県伊丹市荒牧南3-17-12	072-781-2485	072-778-1307	平成18
118	兵庫	高砂市立伊保小学校	〒676-0071	兵庫県高砂市伊保東1-18-1	079-447-4341	079-448-0746	平成15
119	兵庫	淡路市立郡家小学校	〒656-1512	兵庫県淡路市北山1600	0799-85-0029	0799-85-0791	平成19
120	兵庫	尼崎市立大島小学校	〒660-0064	兵庫県尼崎市稲葉庄2-10-7	06-6417-5721	06-6417-5722	平成19
121	兵庫	尼崎市立北灘波小学校	〒660-0893	兵庫県尼崎市難波町6-14-57	06-6482-0368	06-6482-0369	平成14
122	兵庫	播磨町立播磨小学校	〒675-0143	兵庫県加古郡播磨町宮北1-3-10	079-437-9849	079-437-9671	平成15
123	兵庫	姫路市立勝原小学校	〒671-1203	兵庫県姫路市勝原区丁735-3	079-273-6655	079-273-4532	平成17
124	兵庫	明石市立江井島小学校	〒674-0065	兵庫県明石市大久保町西島252	078-918-5755	078-918-5756	平成16
125	奈良	宇陀市立榛原西小学校	〒633-0241	奈良県宇陀市下井足1061	0745-82-0227	0745-82-0869	平成14

126	奈良	橿原市立新沢小学校	〒634-0824	奈良県橿原市一町1296	0744-27-4163	0744-27-7577	平成14
127	奈良	葛城市立新庄小学校	〒639-2143	奈良県葛城市南道徳176-1	0745-69-2131	0745-69-9277	平成17
128	奈良	吉野町立吉野小学校	〒639-3111	奈良県吉野郡吉野町上市2298	0746-32-4333	0746-32-8982	平成19
129	奈良	香芝市立下田小学校	〒639-0231	奈良県香芝市下田西2-9-41	0745-77-3058	0745-79-2156	平成14
130	奈良	三郷町立三郷小学校	〒636-0812	奈良県生駒郡三郷町勢野西1-6-1	0745-32-0555	0745-72-9974	平成14
131	奈良	生駒市立真弓小学校	〒630-0122	奈良県生駒市真弓1-11-15	0743-78-4326	0743-78-8823	平成17
132	奈良	生駒市立生駒小学校	〒630-0252	奈良県生駒市山崎町4-44	0743-73-4378	0743-74-6061	平成14
133	奈良	生駒市立生駒東小学校	〒630-0213	奈良県生駒市東生駒4-398-110	0743-74-3572	0743-74-6112	平成16
134	奈良	大淀町立大淀桜ヶ丘小学校	〒638-0821	奈良県吉野郡大淀町下淵959	0747-52-8756	0747-52-8757	平成10
135	奈良	大和高田市立磐園小学校	〒635-0072	奈良県大和高田市有井1	0745-22-0551	0745-22-0552	平成18
136	奈良	大和高田市立片塩小学校	〒635-0036	奈良県大和高田市旭北町2-1	0745-22-0151	0745-22-0151	平成15
137	奈良	天理市立前栽小学校	〒632-0094	奈良県天理市前栽町329	0743-63-4611	0743-63-4612	平成14
138	奈良	天理市立丹波市小学校	〒632-0034	奈良県天理市丹波市町180	0743-63-4110	0743-63-4134	平成14
139	奈良	天理市立朝和小学校	〒632-0058	奈良県天理市成願寺町420	0743-67-1533	0743-67-1534	平成14
140	奈良	田原本町立平野小学校	〒636-0305	奈良県磯城郡田原本町平野62-3	07443-2-2501	07443-2-2301	平成17
141	奈良	奈良市鼓阪北小学校	〒630-8101	奈良県奈良市青山9-3-1	0742-22-5878	0742-27-7530	平成19
142	奈良	奈良市飛鳥小学校	〒630-8306	奈良県奈良市紀寺町785	0742-26-3201	0742-26-3203	平成19
143	奈良	奈良市立大安寺西小学校	〒630-8135	奈良県奈良市大安寺西1-342	0742-33-6163	0742-34-9057	平成14
144	奈良	奈良市立辰市小学校	〒630-8453	奈良県奈良市西九条町1-7-1	0742-61-7069	0742-64-2604	平成13
145	奈良	奈良市立椿井小学校	〒630-8343	奈良県奈良市椿井町25	0742-23-7062	0742-23-7063	平成18
146	奈良	平群町立平群南小学校	〒636-0911	奈良県生駒郡平群町椿井820	0745-45-6135	0745-45-6136	平成16
147	島根	安来市立宇賀荘小学校	〒692-0056	島根県安来市清井町300	0854-22-2364	0854-22-2395	平成14
148	島根	出雲市立久多美小学校	〒691-0031	島根県出雲市東福町453	0853-63-2614	0853-63-2614	平成19
149	島根	出雲市立今市小学校	〒693-0002	島根県出雲市今市町北本町2丁目1	0853-21-2544	0853-21-3605	平成16
150	島根	松江市立古志原小学校	〒690-0012	島根県松江市古志原4-6-1	0852-23-9511	0852-21-9020	平成15
151	島根	松江市立宍道小学校	〒699-0401	島根県松江市宍道町宍道1276	0852-66-0352	0852-66-0565	平成15

152	島根	斐川町立西野小学校	〒699-0621	島根県簸川郡斐川町大字富村559	0853-72-0149	0853-72-1221	平成16
153	岡山	岡山市立岡山中央小学校	〒700-0817	岡山県岡山市弓之町9-27	086-234-7750	086-234-3660	平成13
154	広島	世羅町立せらにし小学校	〒722-1701	広島県世羅郡世羅町小国4682	0847-37-1019	0847-37-7118	平成16
155	広島	世羅町立中央小学校	〒729-3302	広島県世羅郡世羅町川尻1987-2	0847-22-1367	0847-22-3076	平成17
156	広島	東広島市立小谷小学校	〒739-2121	広島県東広島市高屋町小谷3543-3	082-434-0518	082-491-0560	平成16
157	広島	尾道市立日比崎小学校	〒722-0013	広島県尾道市日比崎町12-1	0848-23-3951	0848-23-3952	平成16
158	山口	山口市立湯田小学校	〒753-0063	山口県山口市元町2-26	083-922-0092	083-922-6100	平成16
159	山口	防府市立牟礼小学校	〒747-0004	山口県防府市牟礼106	0835-38-0015	0835-23-7299	平成14
160	徳島	徳島市立上八万小学校	〒770-8040	徳島県徳島市上八万町樋口52	088-668-0702	088-668-0730	平成19
161	徳島	徳島市立論田小学校	〒770-8011	徳島県徳島市論田町本浦上9	088-662-0402	088-662-0469	平成19
162	香川	丸亀市立城辰小学校	〒763-0091	香川県丸亀市川西町北151	0877-28-7401	0877-28-7459	平成17
163	香川	丸亀市立飯山北小学校	〒762-0082	香川県丸亀市飯山町川原1874	0877-98-2020	0877-98-2959	平成17
164	香川	高松市立弦打小学校	〒761-8032	香川県高松市鶴市町374-1	087-881-3523	087-881-3598	平成17
165	香川	高松市立国分寺南部小学校	〒769-0103	香川県高松市国分寺町福家甲305	087-874-1160	087-874-1608	平成19
166	香川	坂出市立中央小学校	〒762-0043	香川県坂出市寿町3-1-2	0877-46-2124	0877-46-2147	平成19
167	香川	三木町立平井小学校	〒761-0702	香川県木田郡三木町大字平木710-1	087-898-0713	087-898-0712	平成17
168	香川	善通寺市立竜川小学校	〒765-0032	香川県善通寺市原田町306番1	0877-62-0705	0877-62-2900	平成17
169	香川	多度津町立多度津小学校	〒764-0011	香川県仲多度郡多度津町栄町3-1-9	0877-33-1616	0877-33-1617	平成17
170	愛媛	宇和島市立明倫小学校	〒798-0066	愛媛県宇和島市文京町4-1	0895-22-0183	0895-22-3401	平成13
171	愛媛	今治市立桜井小学校	〒799-1523	愛媛県今治市郷桜井1丁目8-26	0898-48-0217	0898-48-5062	平成17
172	愛媛	西予市立中川小学校	〒797-0032	愛媛県西予市宇和町田苗真土1614-1	0894-62-0357	0894-62-7253	平成19
173	高知	香南市立香我美小学校	〒781-5452	高知県香南市香我美町下分750	0887-54-4776	0887-57-1128	平成17
174	高知	香南市立野市小学校	〒781-5232	高知県香南市野市町西野618	0887-56-0316	0887-57-1228	平成18
175	高知	高知市立一ツ橋小学校	〒780-0048	高知県高知市吉田町4-10	088-822-6134	088-822-6135	平成17
176	高知	高知市立鴨田小学校	〒780-8050	高知県高知市鴨部1155	088-844-1304	088-844-1742	平成19
177	高知	高知市立三里小学校	〒781-0112	高知県高知市仁井田1356	088-847-0271	088-847-0272	平成18

178	高知	高知市立十津小学校	〒781-0114	高知県高知市十津4丁目27-1	088-847-0121	088-847-0135	平成19
179	高知	高知市立朝倉第二小学校	〒780-8082	高知県高知市若草南町23-56	088-844-2225	088-844-2269	平成17
180	高知	四万十市立東山小学校	〒787-0009	高知県四万十市佐岡953-1	0880-34-3311	0880-31-0168	平成18
181	高知	室戸市立羽根小学校	〒781-6742	高知県室戸市羽根町乙3793-3	0887-26-1802	0887-26-1802	平成15
182	高知	春野町立東小学校	〒781-0315	高知県吾川郡春野町東諸木3978	088-841-2089	088-841-2047	平成16
183	高知	仁淀川町立名野川小学校	〒781-1741	高知県吾川郡仁淀川町名野川450	0889-36-0032	0889-36-0032	平成18
184	高知	須崎市立多ノ郷小学校	〒785-0044	高知県須崎市吾井郷乙1909-2	088-942-0337	088-942-0086	平成19
185	高知	南国市立大篠小学校	〒783-0004	高知県南国市大楠甲2073	088-864-2374	088-864-2810	平成19
186	福岡	古賀市立青柳小学校	〒811-3134	福岡県古賀市青柳860-1	092-942-2311	092-942-2309	平成19
187	福岡	宗像市立南郷小学校	〒811-3424	福岡県宗像市原町2110-1	0940-36-2513	0940-37-1503	平成16
188	福岡	太宰府市立水城西小学校	〒818-0135	福岡県太宰府市大字向佐野90	092-923-2559	092-923-2965	平成16
189	福岡	福岡市立大名小学校	〒810-0041	福岡県福岡市中央区大名2-6-11	092-741-2920	092-741-4038	平成3
190	福岡	福岡市立長尾小学校	〒814-0123	福岡県福岡市城南区长尾5-1-1	092-871-2271	092-871-2272	平成18
191	長崎	平戸市立生月小学校	〒859-5703	長崎県平戸市生月町里免3174	0950-53-0014	0950-53-0103	平成17
192	熊本	人吉市立大畑小学校	〒868-0803	熊本県人吉市大畑町4097	0966-23-0040	0966-25-3722	平成19
193	熊本	天草市立牛深小学校	〒863-1901	熊本県天草市牛深町1985	0969-72-2043	0969-72-5521	平成14

小学校(弱視通級指導教室)

No.	学 校 名	〒	住 所	電 話	ファックス	開設年度
1	北海道 札幌市立中央小学校	〒060-0063	北海道札幌市中央区大通東6丁目	011-261-6568	011-261-5723	平成13
2	東京 葛飾区立住吉小学校	〒125-0054	東京都葛飾区高砂8-14-1	03-3607-2349	03-5699-1355	昭和39
3	東京 江戸川区立小岩小学校	〒133-0052	東京都江戸川区東小岩3-20-10	03-3657-1078	03-3658-1538	昭和45
4	東京 江戸川区立第四葛西小学校	〒134-0083	東京都江戸川区中葛西8-8-1	03-3688-1833	03-3869-2309	昭和61
5	東京 世田谷区立笹原小学校	〒156-0054	東京都世田谷区桜丘5-19-1	03-3428-8383	03-3428-8535	昭和51
6	東京 足立区立五反野小学校	〒120-0015	東京都足立区足立3-11-5	03-3889-9304	03-3889-9305	昭和43
7	東京 大田区立東調布第三小学校	〒146-0084	東京都大田区南久が原2-17-1	03-3750-2260	03-3750-2280	昭和49
8	東京 中野区立仲町小学校	〒164-0011	東京都中野区中央3-19-1	03-3362-9104	03-3362-9105	昭和45
9	東京 町田市立本町田東小学校	〒194-0032	東京都町田市本町田3350	042-722-8193	042-721-1894	昭和63
10	東京 練馬区立中村西小学校	〒176-0023	東京都練馬区中村北4-17-1	03-3990-4237	03-3577-7983	昭和50
11	神奈川県 横浜市立神奈川小学校	〒221-0044	神奈川県横浜市神奈川区東神奈川2-35-1	045-441-5656	045-441-9895	昭和46
12	京都 京都市立新道小学校	〒605-0811	京都市京都市東山区大和大路通四条下ル4丁目小松町130	075-531-0196	075-531-0197	平成5
13	広島 広島市立本川小学校	〒730-0802	広島県広島市中区本川町1-5-39	082-232-3431	082-234-0910	平成13
14	宮崎 宮崎市立宮崎小学校	〒880-0803	宮崎県宮崎市旭1-4-1	0985-24-4360	0985-24-4361	平成5

中学校(弱視特別支援学級)

No.	学 校 名	〒	住 所	電 話	ファックス	開設年度
1	北海道 旭川市立六合中学校	〒071-8133	北海道旭川市末広三条2丁目	0166-51-5388	0166-51-5389	平成19
2	北海道 芦別市立芦別中学校	〒075-0016	北海道芦別市北6条東1丁目	0124-24-2111	0124-24-2115	平成18
3	北海道 岩見沢市立光陵中学校	〒068-0827	北海道岩見沢市春日町1	0126-22-0037	0126-22-3372	平成18
4	北海道 剣淵町立剣淵中学校	〒098-0331	北海道上川郡剣淵町西町20-1	0165-34-2211	0165-34-2331	平成18
5	北海道 江別市立大麻東中学校	〒069-0845	北海道江別市大麻697	011-387-0732	011-387-0733	平成19
6	北海道 士幌町立士幌町中央中学校	〒081-1261	北海道河東郡士幌町士幌幹西1線163	01564-5-2221	01564-5-2442	平成19
7	北海道 美瑛町立美瑛中学校	〒071-0239	北海道上川郡美瑛町字美瑛原野4線	0166-92-2175	0166-92-2176	平成17
8	青森 つがる市立木造中学校	〒038-3141	青森県つがる市木造浮巢20	0173-42-3250	0173-42-1594	平成19
9	宮城 仙台市立郡山中学校	〒982-0003	宮城県仙台市太白区郡山5-10-1	022-248-0071	022-304-1349	平成17
10	秋田 大館市立大館第一中学校	〒017-0866	秋田県大館市北神明町10-1	0186-42-4177	0186-42-6269	平成19
11	福島 郡山市立行健中学校	〒963-8071	福島県郡山市富久山町久保田字大原16	024-932-1815	024-932-1840	平成18
12	栃木 足利市立山辺中学校	〒326-0837	栃木県足利市西新井町3157	0284-71-3104	0284-71-3105	平成19
13	千葉 大多喜町立大多喜中学校	〒298-0204	千葉県夷隅郡大多喜町船子197	0470-82-2914	0470-82-2914	平成17
14	神奈川 愛川町立愛川東中学校	〒243-0303	神奈川県愛甲郡愛川町中津1400	046-285-0029	046-286-7984	平成17
15	神奈川 横浜市立境木中学校	〒244-0802	神奈川県横浜市戸塚区平戸三丁目48-2	045-822-8626	045-826-3826	平成18
16	神奈川 横浜市立美しが丘中学校	〒225-0002	神奈川県横浜市青葉区美しが丘3-41-1	045-901-6758	045-904-1623	平成19
17	神奈川 横浜市立舞岡中学校	〒244-0813	神奈川県横浜市戸塚区舞岡町226	045-822-2722	045-826-3308	平成17
18	神奈川 横浜市立並木中学校	〒236-0005	神奈川県横浜市金沢区並木三丁目4-1	045-783-5805	045-783-9756	平成18
19	神奈川 横浜市立豊田中学校	〒244-0815	神奈川県横浜市戸塚区下倉田町950	045-864-8640	045-861-8693	平成18
20	神奈川 鎌倉市立手広中学校	〒248-0036	神奈川県鎌倉市手広888	0467-32-0801		平成19
21	神奈川 川崎市立玉川中学校	〒211-0012	神奈川県川崎市中原区中丸子562	044-411-2639	044-411-2942	平成17
22	神奈川 川崎市立西生田中学校	〒215-0003	神奈川県川崎市麻生区高石3丁目25-1	044-966-8515		平成18
23	神奈川 大和市立引地台中学校	〒242-0022	神奈川県大和市柳橋4丁目5050	046-267-0535	046-268-4576	平成18

24	山梨	笛吹市立石和中学校	〒406-0033	山梨県笛吹市石和町小石和716	055-262-2225	055-262-2397	平成19
25	静岡	島田市立初倉中学校	〒427-0102	静岡県島田市大柳南132番地	0547-38-0024	0547-38-2324	平成18
26	愛知	名古屋市立今池中学校	〒464-0850	愛知県名古屋市中種区今池3-19-1	052-732-5231	052-732-2209	昭和47
27	三重	津市立東橋内中学校	〒514-0018	三重県津市中河原356-2	059-228-2624	059-228-2628	平成19
28	滋賀	大津市立志賀中学校	〒520-0516	滋賀県大津市南船路1029	077-592-1221	077-592-1488	平成18
29	滋賀	長浜市立北中学校	〒526-0015	滋賀県長浜市神照町910	0749-62-0894	0749-63-9913	平成18
30	滋賀	東近江市立永源寺中学校	〒527-0231	滋賀県東近江市山上町4300	0748-27-0043	0748-27-0043	平成17
31	京都	長岡京市立長岡第三中学校	〒617-0836	京都府長岡京市勝竜寺28-1	075-955-2556	075-951-8429	平成18
32	大阪	岸和田市立北中学校	〒596-0005	大阪府岸和田市春木旭町33-1	072-444-6646	072-444-6647	平成16
33	大阪	大阪狭山市立狭山中学校	〒589-0005	大阪府大阪狭山市狭山四丁目2272番地の2	072-365-0071	072-365-0090	平成18
34	大阪	大阪市立花乃井中学校	〒550-0002	大阪府大阪市西区江戸堀2-8-29	06-6641-0050		平成4
35	大阪	大阪市立我孫子南中学校	〒558-0021	大阪府大阪市住吉区浅香1-8-55	06-6698-6310		平成14
36	大阪	大阪市立住之江中学校	〒559-0013	大阪府大阪市住之江区御崎8-1-6	06-6683-0001		平成18
37	大阪	大阪市立東我孫子中学校	〒558-0011	大阪府大阪市住吉区苅田1-16-2	06-6698-0001		平成17
38	大阪	八尾市立高美中学校	〒581-0017	大阪府八尾市高美町2-1-22	072-993-2502	072-993-2503	平成18
39	大阪	堺市立深井中央中学校	〒599-8271	大阪府堺市深井北町220-1	072-278-7681	072-278-7682	平成16
40	兵庫	芦屋市立山手中学校	〒659-0087	兵庫県芦屋市三条町39番10号	0797-32-1122	0797-38-7369	平成17
41	兵庫	加東市立滝野中学校	〒679-0212	兵庫県加東市下滝野761	0795-48-2032	0795-48-2087	平成19
42	兵庫	淡路市立北淡中学校	〒656-1742	兵庫県淡路市浅野神田114-1	0799-80-2260	0799-80-2261	平成19
43	兵庫	宝塚市立宝梅中学校	〒665-0013	兵庫県宝塚市宝梅3-4-20	0797-71-8886	0797-71-3491	平成19
44	奈良	橿原市立橿原中学校	〒634-0801	奈良県橿原市西新堂町26-1	0744-22-8895	0744-22-8146	平成15
45	奈良	桜井市立桜井中学校	〒633-0052	奈良県桜井市浅古593	0744-43-7345	0744-43-7399	平成17
46	奈良	大和高田市立高田西中学校	〒635-0077	奈良県大和高田市池田330	0745-22-7851	0745-22-7875	平成17
47	奈良	天理市立南中学校	〒632-0044	奈良県天理市兵庫町336-2	0743-67-1128	0743-67-2898	平成19
48	奈良	田原本町立田原本中学校	〒636-0300	奈良県磯城郡田原本町33	07443-2-2585	07443-2-2586	平成18
49	奈良	奈良市都南中学校	〒630-8443	奈良県奈良市南永井町98-1	0742-61-7070	0742-61-7079	平成19

50	奈良	奈良市立三笠中学校	〒630-8125	奈良県奈良市三条川西町3-1	0742-33-1472	0742-35-6885	平成17
51	鳥取	鳥取市立湖東中学校	〒680-0941	鳥取県鳥取市湖山町北6丁目323番地	0857-28-1064	0857-28-0041	平成18
52	島根	雲南市立掛合中学校	〒690-2701	島根県雲南市掛合町掛合2136-1	0854-62-0059	0854-62-1565	平成19
53	島根	江津市立青陵中学校	〒695-0024	島根県江津市二宮町神主1964-8	0855-54-3700	0855-53-5030	平成19
54	島根	松江市立鹿島中学校	〒690-0803	島根県松江市鹿島町名分673	0852-82-0318	0852-82-3165	平成18
55	岡山	岡山市立岡山中央中学校	〒700-0818	岡山県岡山市蕃山町6-10	086-225-0151	086-225-0152	平成11
56	広島	広島市立国泰寺中学校	〒730-0042	広島県広島市中区国泰寺町1-1-41	082-241-8108	082-240-1379	平成6
57	広島	福山市立駅家中学校	〒720-2413	広島県福山市駅家町法成寺250	084-976-2051	084-976-6347	平成19
58	愛媛	宇和島市立城東中学校	〒798-0080	愛媛県宇和島市新田町3-3-1	0895-22-3043	0895-22-3275	平成19
59	愛媛	今治市立桜井中学校	〒799-1523	愛媛県今治市郷桜井1丁目8-8	0898-48-0150	0898-48-6510	平成18
60	愛媛	今治市立朝倉中学校	〒799-1604	愛媛県今治市朝倉北甲273	0898-56-2016	0898-36-7014	平成19
61	愛媛	四国中央市立三島西中学校	〒799-0422	愛媛県四国中央市中之庄町乙38-1	0896-28-6100	0896-28-6122	平成18
62	高知	高知市立城北中学校	〒780-0912	高知県高知市八反町1-8-14	088-822-4146	088-822-4167	平成18
63	高知	高知市立潮江中学校	〒780-8014	高知県高知市塩屋崎町1-2-20	088-832-6636	088-832-6260	平成18
64	高知	須崎市立朝ヶ丘中学校	〒785-0044	高知県須崎市吾井郷乙1818	088-942-1864	088-942-1865	平成19
65	高知	奈半利町立奈半利中学校	〒781-6402	高知県安芸郡奈半利町乙1315-3	0887-38-4909	0887-32-1162	平成19
66	長崎	五島市立福江中学校	〒853-0052	長崎県五島市松山町75-4	0959-72-3138	0959-72-3139	平成18
67	大分	豊後大野市立三重中学校	〒879-7125	大分県豊後大野市三重町内田1050	0974-22-0135	0974-22-0137	平成19

中学校(弱視通級指導教室)

No.	学 校 名	〒	住 所	電 話	ファックス	開設年度
1	東京 江戸川区立松江第一中学校	〒132-0025	東京都江戸川区松江5-5-1	03-3652-0197	03-3652-0412	平成9
2	東京 練馬区立開進第三中学校	〒176-0002	東京都練馬区桜台3-28-1	03-3993-4265	03-5984-3036	昭和50
3	東京 葛飾区立立石中学校	〒124-0012	東京都葛飾区立石6-3-1	03-3693-7343	03-5698-1747	昭和50
4	北海道 札幌市立中島中学校	〒064-0912	北海道札幌市中央区南12条西7-2-1	011-521-3351	011-521-3351	昭和46
休級 静岡	牧之原市立榛原中学校	〒421-0413	牧之原市仁田100-1	0548-22-0025	0548-22-7559	平成18

資 料 2

○一次調査

平成19年度全国小・中学校弱視特別支援学級及び弱視通級指導教室の設置状況調査

- ・ 記入例
- ・ 調査票

○二次調査

平成19年度全国小・中学校弱視特別支援学級及び弱視通級指導教室の在籍状況調査

<弱視特別支援学級用>

- ・ 調査票Ⅰの記入について
- ・ 調査票Ⅰ
- ・ 調査票Ⅱの記入について
- ・ 調査票Ⅱ

<弱視通級指導教室用>

- ・ 調査票Ⅰの記入について
- ・ 調査票Ⅰ
- ・ 調査票Ⅱの記入について
- ・ 調査票Ⅱ

平成19年 8 月 1 日

各都道府県・指定都市教育委員会
特別支援教育担当指導主事 殿

独立行政法人
国立特別支援教育総合研究所
理事長 小 田 豊
(公印省略)

平成 19 年度小・中学校弱視特別支援学級及び弱視通級指導教室
設置校の調査について（依頼）

時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

また、平素より弱視児の教育及び研究につきましてはご協力を賜り、感謝いたしております。

さて当研究所では、全国的に数少ない特別支援学級の一つである弱視特別支援学級及び弱視通級指導教室の設置状況を把握し、名簿等の資料を作成する事により、各学校・学級間の相互交流に役立てていただいております。また、当研究所の研究成果等をまとめました際の配布先資料としても活用いたしております。

つきましては、貴管下における平成 19 年度の「弱視特別支援学級及び弱視通級指導教室設置校」の状況を、別紙調査票にご記入の上、ご返送いただければ幸いに存じます。

ご多用中のところ誠に恐縮ですが、何卒よろしくお願い申し上げます。

なお、調査票は同封の返信用封筒にて **平成 19 年 8 月 17 日まで** にご返送下さいますようお願いいたします。

<本件に関するお問い合わせ先>

田 中 良 広（教育支援研究部）
電話 046-839-6852
E-メール yoshihiro@nise.go.jp
澤 田 真 弓（教育支援研究部）
電話 046-839-6854
E-メール sawada@nise.go.jp

記 入 例

平成19年度 全国小・中学校弱視特別支援学級及び弱視通級指導教室の設置状況調査票

都道府県名： 〇〇県教育委員会

※該当する番号を○で囲み、必要事項をご記入ください。

- (1) 弱視特別支援学級の設置校あり
- (2) 弱視通級指導教室の設置校あり
- ③** 弱視特別支援学級及び弱視通級指導教室の設置校あり
- (4) 弱視特別支援学級及び弱視通級指導教室の設置校なし

<ご記入に当たって>

- 本調査表には、昨年ご回答をいただいた学校名等を書き込んでおります。今年度、新たに開級した学校がございましたら、番号欄の数字を○で囲み、記入例にしたがってご記入ください。また、昨年度末に閉級した学校がございましたら、朱書きで二重線を引いてください。
- 市町村合併により、学校名・住所・電話番号等が変わっている場合は、旧名称・旧住所等に二重線を引き、朱書きにて訂正をお願いいたします。

	小・中学校名	郵便番号	住 所	Tel & Fax	備 考
1	例) 野比町立海岸 小学校 (弱視特別支援学級)	〒239-0841	神奈川県横須賀市野比5-1-1	046-848-4121 046-849-9476	平成13年度開級
2	例) 野比町立山ろ く中学校 (弱視特別支援学級)	〒239-0842	神奈川県横須賀市野比5-1-2	046-848-4121 046-849-9477	平成13年度開級
③	例) 野比町立丘の 手小学校 (弱視通級指導教室)	〒239-0843	神奈川県横須賀市野比5-1-3	046-848-4121 046-849-9478	平成19年度開級
4					
5					
6					
7					

※ファックス番号があれば、併せてご記入をお願いいたします。

ご協力ありがとうございました。

平成19年度 全国小・中学校弱視特別支援学級及び弱視通級指導教室の設置状況調査票

都道府県名： _____

※該当する番号を○で囲み、必要事項をご記入ください。

- (1) 弱視特別支援学級の設置校あり
- (2) 弱視通級指導教室の設置校あり
- (3) 弱視特別支援学級及び弱視通級指導教室の設置校あり
- (4) 弱視特別支援学級及び弱視通級指導教室の設置校なし

＜ご記入に当たって＞

1. 本調査表には、昨年ご回答をいただいた学校名等を書き込んでおります。今年度、新たに開級した学校がございましたら、番号欄の数字を○で囲み、記入例にしたがってご記入ください。また、昨年度末に閉級した学校がございましたら、朱書きで二重線を引いてください。
2. 市町村合併により、学校名・住所・電話番号等が変わっている場合は、旧名称・旧住所等に二重線を引き、朱書きにて訂正をお願いいたします。

	小・中学校名	郵便番号	住 所	Tel & Fax	備 考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					

※ファックス番号があれば、併せてご記入をお願いいたします。

ご協力ありがとうございました。

平成 19 年10月10日

全国小・中学校弱視特別支援学級及び
弱視通級指導教室設置校 学校長 殿

独立行政法人
国立特別支援教育総合研究所
理事長 小 田 豊
(公印省略)

平成 19 年度弱視特別支援学級及び弱視通級指導教室の在籍状況調査に
ついて (依頼)

拝啓 時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

また、平素より弱視児の教育及び研究につきましては格段のご理解とご協力を賜り、
感謝いたしております。

さて、本研究所では、本年 8 月に各都道府県・指定都市の教育委員会のご協力により、
全国小・中学校弱視特別支援学級及び弱視通級指導教室の設置状況を調査することがで
きました。その結果をもとに、各設置校の在籍状況を把握することにより、我が国の弱
視教育研究に役立てたいと考えております。

つきましては、貴校の弱視特別支援学級あるいは弱視通級指導教室の在籍状況及び担
当者に関する状況を別紙調査用紙にご記入の上、ご回答いただければ幸いに存じます。

なお、本調査でご回答頂きました個別情報は部外秘とし公表いたしませんので、本調
査の趣旨をご理解いただき、ご協力を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

ご多用中のところ誠に恐縮ですが、何とぞよろしくお願い申し上げます。

調査用紙は同封の返信用封筒にて、**平成 19 年 10 月 26 日 (金)** までにご返送下さ
いますようお願いいたします。

また、平成16年度に実施いたしました、「全国小・中学校弱視学級及び弱視通級指導教
室設置校実態調査結果概要」を当研究所のホームページに掲載しておりますので、ご覧
いただければ幸いです。

(ホームページアドレス <http://www.nise.go.jp/kadaibetsu/kadai9/kadai9-6.html>)

<本件に関する問い合わせ先>

田 中 良 広 (教育支援研究部)
電話 046-839-6852
E-メール yoshihiro@nise.go.jp
澤 田 真 弓 (教育支援研究部)
電話 046-839-6854
E-メール sawada@nise.go.jp

調査票Ⅰの記入について

＜弱視特別支援学級用＞

●記入にあたって

- ・ご記入頂いた調査票の個別の情報については**部外秘**とし、公表いたしませんので、ご協力をお願いいたします。
- ・調査票への記入は、**平成19年10月1日現在**の状況をお願いいたします。
- ・該当する項目が**複数ある場合**には、**すべてに○**をつけて下さい。
- ・児童生徒の氏名欄には**イニシャル**もしくは**アルファベット等の記号**で記入して下さい。
- ・調査票が不足する場合は、お手数ですがコピーをとっていただき不足がないように記入してくださいますようお願いいたします。
- ・調査票は同封の返信用封筒にて、**平成19年10月26日（金）**までにご返送下さい。
- ・調査票に記載されている用語につきましては、以下の説明をご参照下さい。

● 調査票に記載されている用語の解説と記入の仕方

【矯正視力について】

矯正視力

眼鏡、あるいはコンタクトレンズを装用した状態で検査した遠距離視力を指しています。

最大視認力

最も小さな視物を認知する能力の指標のことで、最小可読視標とも呼ばれています。最大視認力の検査の方法は、近距離視力用のランドルト環単一視標を用いて、児童生徒の最も見やすい視距離で検査し、どれだけ小さな視標まで認知できたかを、①認知することのできた視標の値、②その時の視距離、③左右どちらの眼で見ているか、について記録します。記載する場合には、**Max=0.9、7 cm、左**のように表記します。

【使用文字について】

普通文字

点字に対する通常の文字を指しています。盲学校等では点字に対して「墨字」とも呼ばれています。

併用

何らかの事情で、普通文字と点字を併用している場合に選択してください。

困難

視覚障害の他に知的障害などの障害があるために、学習手段として文字の指導、あるいは習得が困難な場合に選択してください。

【使用教科書について】

原本教科書

文部科学省の検定を受けた教科書のことで、小中学校で使用されている、いわゆる通常の教科書を指しています。ここでは「拡大教科書」や「拡大写本」と対比して、この用語を用いています。

拡大教科書

学校の設置者が弱視の児童・生徒用の教科書として採択した場合に、無償給与される拡大教科書のことで、教科書会社等の出版社から出版されているものを指しています。

現在、下記の出版社から、それぞれ拡大教科書が出版されています。

なお、教科名の後の（ ）内は、原本教科書の出版社名を表しています。

○光村図書：小学校国語（光村図書）、中学校国語（光村図書）

○学校図書：中学校国語（学校図書）

○キューズ：小学校社会（東京書籍）、小学校理科（東京書籍）、中学校地理・歴史・公民（いずれも東京書籍）、中学校理科第1分野・第2分野（いずれも東京書籍）

○大 活 字：小学校算数（東京書籍）、中学校数学（東京書籍）、中学校英語（東京書籍）

拡大写本

ボランティアグループ等が検定教科書を原本として、手書き、あるいはコンピューター、拡大コピー等を用いて作成した、いわゆる手作りの拡大教科書を指しています。

【学習状況について】

個別指導時数

自立活動の指導や特定の教科の指導など、弱視特別支援学級において個別に指導を行っている週あたりの時数を記入してください。

交流時数

いわゆる「交流学級」において、交流及び共同学習を行っている週あたりの時数を記入してください。

交流をおこなっている教科・領域

いわゆる「交流学級」において交流及び共同学習を行っている教科名、各領域における活動名を全て記入してください。記入の際には例に示したとおり、教科名等を短縮した形で表記していただいても差し支えありません。

全国小・中学校弱視特別支援学級及び弱視通級指導教室の在籍状況調査（調査票Ⅰ）

弱視特別支援學級用

姓名

記入者名

※記入例にならって該当する番号等を○で囲むか、あるいは必要事項をご記入ください。

	児童生徒名	学年	性別	矯正視力	使用文字	使用教科書	学習状況
例	MT	5	男	右 (0.3)	普通文字	原本教科書 拡大教科書 拡大写本	個別指導時数 (14 時間/週)
				左 (0.1)	併用		交流時数 (13 時間/週)
				最小可読視標	視覚補助具		交流をおこなっている教科・領域
			女	1.0 / 4cm / 左	単眼鏡、近用ルーペ		社、理、体、音、図、学活、総合
1			男	右 ()	普通文字	原本教科書 拡大教科書 拡大写本	個別指導時数 (時間/週)
				左 ()	併用		交流時数 (時間/週)
				最小可読視標	視覚補助具		交流をおこなっている教科・領域
			女	/ /			
2			男	右 ()	普通文字	原本教科書 拡大教科書 拡大写本	個別指導時数 (時間/週)
				左 ()	併用		交流時数 (時間/週)
				最小可読視標	視覚補助具		交流をおこなっている教科・領域
			女	/ /			

ご協力ありがとうございました。

調査票Ⅱの記入について

＜弱視特別支援学級用＞

●記入にあたって

- ・ご記入頂いた調査票の個別の情報については部外秘とし、公表いたしませんので、ご協力をお願いいたします。
 - ・調査票への記入は、平成19年10月1日現在の状況をお願いいたします。
 - ・調査票の（ ）内及び下線部分には直接ご記入下さい。
 - ・該当する項目の□にチェック☑をつけて下さい。
 - ・該当する項目が複数ある場合には、すべてにチェックをつけて下さい。
 - ・その他にチェックをつけた場合は、（ ）内に具体的にご記入下さい。
 - ・Ⅱ－1において「いいえ」をチェックされた方はⅢへ進んで下さい。
 - ・Ⅲ－1において「いいえ」をチェックされた方は以降の項目についてご回答いただく必要はございません。
 - ・Ⅱ－2、3及びⅢ－2の指導時間数についてはおおよその時数をご記入下さい。
-
- ・調査票は同封の返信用封筒にて、平成19年10月26日（金）までにご返送下さい。

弱視特別支援学級担当者に関する調査（調査票Ⅱ）

I プロフィール

1. 教職経験年数 () 年
2. 視覚障害教育経験年数 () 年
3. 担当校務分掌 _____ 部
_____ 委員会
_____ 委員会
4. その他の校務 ☐ 特別支援教育コーディネーター
☐ 校内委員会委員
☐ 教育相談委員
☐ 就学指導委員（外部）
☐ その他 ()

II 通常学級及び特別支援学級（弱視以外）に対する支援の状況について

1. 担任をしている特別支援学級以外の指導・支援をおこなっていますか。
☐ はい ☐ いいえ
2. 通常学級在籍の児童生徒への指導の形態と1週間あたりの指導時間
☐ 個別指導 () 時間
☐ ティームティーチング（TT）における支援（サブ） () 時間
☐ 通常の学級における授業（メイン） () 時間
☐ その他 () () 時間
3. 他の特別支援学級在籍の児童生徒への指導の形態と1週間あたりの指導時間
☐ 個別指導 () 時間
☐ ティームティーチング（TT）における支援（サブ） () 時間
☐ 他の特別支援学級における授業（メイン） () 時間
☐ その他 () () 時間

III その他

1. 他校の在籍児童生徒への指導・支援をおこなっていますか。
☐ はい ☐ いいえ
2. 他校の在籍児童生徒への指導の形態と1週間あたりの指導時間
☐ 教育相談 () 時間
☐ 訪問指導 () 時間
☐ 通級的指導 () 時間
☐ その他 () () 時間

ご協力ありがとうございました。

調査票Ⅰの記入について ＜弱視通級指導教室用＞

●記入にあたって

- ・ご記入頂いた調査票の個別の情報については部外秘とし、公表いたしませんので、ご協力をお願いいたします。
- ・調査票への記入は、平成19年10月1日現在の状況をお願いいたします。
- ・該当する項目が複数ある場合には、すべてに○をつけて下さい。
- ・児童生徒の氏名欄にはイニシャルもしくはアルファベット等の記号で記入して下さい。
- ・調査票が不足する場合は、お手数ですがコピーをとっていただき不足がないように記入してくださいますようお願いいたします。
- ・調査票は同封の返信用封筒にて、平成19年10月26日（金）までにご返送下さい。
- ・調査票に記載されている用語につきましては、以下の説明をご参照下さい。

● 調査票に記載されている用語の解説と記入の仕方

【矯正視力について】

矯正視力

眼鏡、あるいはコンタクトレンズを装用した状態で検査した遠距離視力を指しています。

最大視認力

最も小さな視物を認知する能力の指標のことで、最小可読視標とも呼ばれています。最大視認力の検査の方法は、近距離視力用のランドルト環単一視標を用いて、児童生徒の最も見やすい視距離で検査し、どれだけ小さな視標まで認知できたかを、①認知することのできた視標の値、②その時の視距離、③左右どちらの眼で見ているか、について記録します。記載する場合には、**Max=0.9、7 cm、左** のように表記します。

【使用文字について】

普通文字

点字に対する通常の文字を指しています。盲学校等では点字に対して「墨字」とも呼ばれています。

併用

何らかの事情で、普通文字と点字を併用している場合に選択してください。

困難

視覚障害の他に知的障害などの障害があるために、学習手段として文字の指導、あるいは習得が困難な場合に選択してください。

【使用教科書について】

原本教科書

文部科学省の検定を受けた教科書のことで、小中学校で使用されている、いわゆる通常の教科書を指しています。ここでは「拡大教科書」や「拡大写本」と対比して、この用語を用いています。

拡大教科書

学校の設置者が弱視の児童・生徒用の教科書として採択した場合に、無償給与される拡大教科書のことで、教科書会社等の出版社から出版されているものを指しています。

現在、下記の出版社から、それぞれ拡大教科書が出版されています。

なお、教科名の後の（ ）内は、原本教科書の出版社名を表しています。

○光村図書：小学校国語（光村図書）、中学校国語（光村図書）

○学校図書：中学校国語（学校図書）

○キューズ：小学校社会（東京書籍）、小学校理科（東京書籍）、中学校地理・歴史・公民（いずれも東京書籍）、中学校理科第1分野・第2分野（いずれも東京書籍）

○大 活 字：小学校算数（東京書籍）、中学校数学（東京書籍）、中学校英語（東京書籍）

拡大写本

ボランティアグループ等が検定教科書を原本として、手書き、あるいはコンピューター、拡大コピー等を用いて作成した、いわゆる手作りの拡大教科書を指しています。

【指導時数及び指導形態について】

指導時数

記入例にならって、1週間あたりの指導回数と、その際の合計の指導時数を記入してください。

指導内容

記入例にならって、当該児童生徒に対して行っている自立活動や教科の補充等の指導内容を記入してください。

自校通級

弱視通級指導教室を開設している学校の児童生徒が指導をうけている形態を指しています。

他校通級

弱視通級指導教室を開設している学校以外の児童生徒が指導を受けている形態を指しています。

巡回指導

弱視通級指導教室の担当教師が弱視児童・生徒の在籍する学校を巡回し、個別指導や交流及び共同学習における、いわゆる入り込みの支援や、個別に自立活動などの指導をおこなうような指導形態を指しています。

教育相談

弱視通級指導教室以外の児童・生徒に対して、弱視通級指導教室の担当教師が定期的にあるいは不定期に教育相談を行う形態を指しています。

全国小・中学校弱視特別支援学級及び弱視通級指導教室の在籍状況調査（調査票Ⅰ）

弱視通級指導教室用

学校名 _____

記入者名 _____

※記入例にならって該当する番号等を○で囲むか、あるいは必要事項をご記入ください。

児童生徒名	学年	性別	矯正視力	使用文字	使用教科書	指導時数及び指導形態
例	MT 5	男	右 (0.3)	普通文字	原本教科書	指導時数 2 回、 6 時間/週
			左 (0.1)	併用	拡大教科書	指導内容 弱視レンズ指導、算数、国語
			最小可読視標 1.0 / 4 cm / 左	視覚補助具 単眼鏡、近用ルーペ	拡大写本	自校通級 巡回指導 他校通級 教育相談
1		男	右 ()	普通文字	原本教科書	指導時数 回、 時間/週
			左 ()	併用	拡大教科書	指導内容
			最小可読視標 / /	視覚補助具	拡大写本	自校通級 巡回指導 他校通級 教育相談
2		男	右 ()	普通文字	原本教科書	指導時数 回、 時間/週
			左 ()	併用	拡大教科書	指導内容
			最小可読視標 / /	視覚補助具	拡大写本	自校通級 巡回指導 他校通級 教育相談

ご協力ありがとうございました。

調査票Ⅱの記入について ＜弱視通級指導教室用＞

●記入にあたって

- ・ご記入頂いた調査票の個別の情報については部外秘とし、公表いたしませんので、ご協力をお願いいたします。
 - ・調査票への記入は、平成19年10月1日現在の状況をお願いいたします。
 - ・調査票の（ ）内及び下線部分には直接ご記入下さい。
 - ・該当する項目の□にチェック☑をつけて下さい。
 - ・該当する項目が複数ある場合には、すべてにチェックをつけて下さい。
 - ・その他にチェックをつけた場合は、（ ）内に具体的にご記入下さい。
 - ・Ⅱ－1において「いいえ」をチェックされた方は、以降の項目についてご回答いただく必要はございません。
 - ・Ⅱ－2、3の指導時間数についてはおおよその時数をご記入下さい。
-
- ・調査票は同封の返信用封筒にて、平成19年10月26日（金）までにご返送下さい。

弱視通級指導教室担当者に関する調査（調査票Ⅱ）

I プロフィール

1. 教職経験年数 () 年
2. 視覚障害教育経験年数 () 年
3. 担当校務分掌 _____ 部
_____ 委員会
_____ 委員会
4. その他の校務 ☐ 特別支援教育コーディネーター
☐ 校内委員会委員
☐ 教育相談委員
☐ 就学指導委員（外部）
☐ その他 ()

Ⅱ 通常学級及び特別支援学級（弱視以外）に対する支援の状況について

1. 担当している弱視通級指導教室以外の指導・支援をおこなっていますか。
☐ はい ☐ いいえ
2. 通常学級在籍の児童生徒への指導の形態と1週間あたりの指導時間
☐ 個別指導 () 時間
☐ ティームティーチング（TT）における支援（サブ） () 時間
☐ 通常の学級における授業（メイン） () 時間
☐ その他 () () 時間
3. 他の特別支援学級在籍の児童生徒への指導の形態と1週間あたりの指導時間
☐ 個別指導 () 時間
☐ ティームティーチング（TT）における支援（サブ） () 時間
☐ 他の特別支援学級における授業（メイン） () 時間
☐ その他 () () 時間

ご協力ありがとうございました。

平成19年度
全国小・中学校弱視特別支援学級及び弱視通級指導教室実態調査

平成20年 3 月発行

研究代表者 千田耕基

発行 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所

〒239-8585

神奈川県横須賀市野比5丁目1番1号

電 話 046-839-6858

FAX 046-839-6908
